

# 暮らしの手続きガイド

<2025年8月現在 社会保障制度改定対応版>



万一のときのために  
手続き方法や連絡先をガイダンス

# はじめに

万一のことがあった際、遺されたご家族は「いつ・どこで・どんな手続きをすればいいの？」…と、初めての経験の中で「見えない不安」を抱えます。

こくみん共済 coop では、「共済金のお支払い」という経済的な支えだけでなく、遺されたご家族への「見えない不安に対する精神的なサポート」についても積極的に取り組んでいます。

この「くらしの手続きガイド」では、組合員の万一の際に必要な手続きを中心に、遺されたご家族にどのような給付やサポート制度があるのかについて、7つの項目に区分して詳しくガイダンスしています。

	<b>I. 万一の際のタイムスケジュール</b> 事由発生から1年後まで、タイムスケジュールと必要書類をダイジェストでご案内	P 4～
	<b>II. 各種手続きの留意点</b> 死亡にともなう様々な手続きと手続先・必要書類・期限などをご案内	P 7～
	<b>III. 社会保険からの給付</b> 公的年金・労災保険・健康保険からもらえる額や必要書類をご案内	P 15～
	<b>IV. 準確定申告</b> 亡くなられた方の所得にかかる確定申告とそのポイントをご案内	P 33～
	<b>V. 財産相続と相続税</b> 税金だけでなく、財産相続にかかる考え方もアドバイス	P 45～
	<b>VI. 遺されたご家族が受けられる各種制度</b> ご家族が、これからもいきいきと暮らすことができるようサポート制度をご案内	P 57～
	<b>VII. 専門家のサポート</b> 税理士・弁護士・司法書士・FPの連絡・相談先とこくみん共済 coop の窓口をご案内	P 69～

# 目 次

【手続きチェックリスト】.....	3
<b>I. 万一の際のタイムスケジュール</b> .....	4

## II. 各種手続きの留意点

(1) 死亡届 .....	8
(2) 火葬(埋葬)許可証 .....	8
(3) 役所から住民票などの書類を郵送で発行してもらう方法 .....	9
(4) 遺言書 .....	9
(5) 相続関係説明図の作成.....	10
(6) 公的年金等の変更手続き .....	11
(7) 健康保険の変更手続き .....	12
(8) その他の手続き.....	12
(9) 返却・停止の手続き .....	13

## III. 社会保険からの給付

1. 公的年金からの給付.....	16
(1) 遺族年金 .....	16
●書式サンプル:『遺族給付裁定請求書』.....	19
●遺族年金額のイメージ.....	22
2. 労災保険からの給付.....	24
(1) 葬祭料 .....	24
(2) 遺族補償年金.....	24
(3) 遺族補償一時金 .....	25
3. 健康保険からの給付.....	26
(1) 公的医療保険(給付)の概要 .....	26
(2) 高額療養費 .....	27
(3) 埋葬料・埋葬費 .....	28
●書式サンプル:『健康保険 被保険者/家族埋葬料(費)支給申請書』 .....	29
4. 介護保険からの給付.....	30
(1) 高額介護サービス費 .....	30
(2) 最近の主な改正内容 .....	30
(3) 高額医療、高額介護合算療養費制度 .....	30
5. 企業内保障について <留意点> .....	31

## IV. 準確定申告

(1) 納税者が死亡した時の確定申告(準確定申告)の手続き .....	34
●書式サンプル:『死亡した者の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表』 .....	35
(2) 医療費控除の手続き .....	36
●書式サンプル:『医療費控除の明細書』.....	37
(3) 所得税の確定申告とは.....	39

## V. 財産相続と相続税

(1) 相続の基礎知識.....	46
(2) 相続の承認と放棄 .....	47
(3) 遺産分割協議.....	47
(4) 財産の名義変更.....	48
(5) 相続税の対象となる財産 .....	48
(6) 申告と納付 .....	49
●書式サンプル:『相続放棄申述書』.....	53
●書式サンプル:『遺産分割協議書』.....	55

## VI. 遺されたご家族が受けられる各種制度

(1) ひとり親家庭に対する制度 .....	58
(2) 児童に関する保障・保護 .....	59
(3) 学校生活に関する保障・保護 .....	60
(4) 社会福祉相談窓口 .....	64
(5) 公的介護保険と成年後見制度.....	66
●母子父子寡婦福祉資金貸付金制度 .....	68

## VII. 専門家のサポート

(1) 弁護士(遺言や遺産相続に関するあらゆる相談).....	70
(2) 税理士(相続税・贈与税など 税に関する相談).....	70
(3) 司法書士(権利や法的な書類作成のエキスパート).....	70
(4) 公証人(遺言書や日付の真偽を証明してもらう) .....	71
(5) ファイナンシャル・プランナー(家族の生活設計) .....	71

監修：ファイナンシャル・プランナー（CFP®）古川 みほ  
社会保険労務士、CFP® 中村 薫

## 手続きチェックリスト（参考資料）

葬儀後に必要となる手続きの主なものは以下のとおりです

必 要 項 目		手 続 場 所	備 考	チェック
受け取れるもの	1 年金からの 「遺族厚生年金・遺族基礎年金」の受給	年金事務所等	遺族年金などをもらう	
	2 労災保険からの 「葬祭料・遺族補償年金」の受給	労働基準監督署	労働災害による死亡の場合	
	3 健康保険からの 「埋葬料」の受給	加入中の各制度へ(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険等)	時効があるので注意	
	4 健康保険からの 高額療養費の還付		同月内に一定額以上を超えた場合、年齢、世帯の所得に応じ一定の額が還付される	
	5 医療費控除による所得税還付	所轄の税務署	年間医療費が一定額以上の場合等	
	6 生命保険金・共済金の受給	生命保険会社・共済協同組合 (こくみん共済 coop・JA等)	勤務先で加入している団体保険・共済なども確認	
	7 団信保険付き住宅ローンの手続き	借り入れをしている銀行・公庫	引き落とし日はいつか確認	
申告が必要なもの	8 年金受給者死亡届 (未支給年金の受け取り)	年金事務所等	年金受給者が死亡した場合	
	9 故人の所得税の確定申告	所轄の税務署	源泉徴収している場合は、勤務先で手続きを行う	
	10 遺産の相続と相続税の申告手続き	所轄の税務署	税務署に申告用紙がある	
	11 遺産分割協議書等作成	司法書士など	銀行預金等いろいろな財産相続の名義変更に必要	
変更手続きが必要なもの	12 預貯金の引き出し・名義変更	各銀行	金融機関では相続手続完了まで支払いを停止	
	13 不動産など所有権移転登記の手続き	法務局他	相続財産のうち登記の必要なものをチェック	
	14 株式・社債・国債等の名義変更、売却	証券会社・信託銀行	手続きは各社で異なる	
	15 貸付金・借入金の権利移転の通知	貸付、借入先	借金がある場合には、限定承認等の手続きも検討	
	16 世帯主の変更届	住所地の市区町村役場	故人が世帯主だった場合	
	17 公共料金の名義変更	NHK、電気、ガス、水道など加入・請求先	印鑑、通帳、領収証の控を持参	
	18 口座自動引落しの変更	銀行・請求先	預金口座振替依頼書(銀行)	
	19 電話加入権の承継届出	NTT	電話帳の登録名義の変更も	
	20 自動車税の納税義務消滅の申告	自動車税事務所	新所有者に納税義務が移る	
	21 自動車の名義変更	陸運局・自動車ディーラー	査定額を出してもらう	
その他	22 借地・借家の名義変更	家主・地主	あらためて契約書を書き換える場合もある	
	23 マル優など非課税貯蓄の死亡届提出	銀行・証券会社など	最高で元本700万円に係る運用益が非課税となる	
	24 国民年金等の変更届	住所地の市区町村役場	死亡診断書など10日以内	
	25 運転免許証の返却	警察署(公安委員会)	更新手続きをしなくとも自然消滅となる	
	26 クレジットカードなどの会員脱会		カードの返却と未払分の精算も必要	

# I. 万一の際のタイムスケジュール

相続手続き	事由発生	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目
病院 葬儀・法事	死亡診断書・病院清算 通夜・葬儀・初七日 葬儀社・菩提寺に連絡 関係者に連絡 <u>死亡届の提出（7日以内）</u> 埋葬許可証	参列者リスト作成 49日の法要（香典返し） 納骨 お寺の支払い				
遺言 遺産分割協議	遺言書の有無の確認 (家裁で検認)		<u>相続の限定承認・放棄など（3ヵ月以内）</u>			
準確定申告 相続税申告			遺産分割協議書等の作成 相続人の確定・相続財産の評価（税理士などへ依頼）		<u>所得税の準確定申告（4ヵ月以内）</u>	
健康保険 市民税 固定資産税	国民健康保険（14日以内） 世帯主変更届（14日以内）		埋葬料請求（2年以内）			
年金関係 生命保険・共済 損害保険	<u>死亡届（10日以内）</u>	遺族年金受給手続き（裁定請求書） 厚生年金・厚生年金基金 生命保険・共済・損害保険などへ保険金・共済金・給付金等請求				
不動産関係		賃貸借関係先へ連絡、名義変更など 固定資産税評価証明や路線価のチェック				
自動車 電話 公共料金 その他		移転登記（15日以内） 携帯電話の解約 公共料金等の決済口座の変更	査定額見積もり（査定協会）、免許証の返還			
金融機関 銀行 証券会社 その他		残高証明書発行の依頼 住宅ローンの団体信用生命保険等の手続き 預入財産の評価・基準価格（終値）	口座の名義変更、解約依頼			

1. 被相続人の出生から死亡までの必要書類  
被相続人改正原戸籍謄本、被相続人戸籍謄本、被相続人除籍謄本、被相続人経歴書
2. 全相続人の必要書類  
相続人戸籍謄本、相続人除籍謄本、相続人住民票、印鑑証明
3. 相続財産に関する書類  
預貯金の残高証明書、保険証書、ゴルフ会員権（利用権）、借用書、登記済証、土地・家屋の登記簿謄本、固定資産税評価証明書、路線価図、倍率表、上場株式評価書等、電話加入権、土地・建物賃貸借契約書、お墓永代使用権（購入）など

相続手続き	6~8ヶ月目	9~10ヶ月目	11~12ヶ月目	1年目以降	主な書類とスケジュール
病院 葬儀・法事	新盆		一周忌	三回忌	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一式セットは、P4の1と2 法定相続情報証明制度を活用する場合は1部で対応できるが、そうでない場合は、3部程度必要 ※原則「原本」が必要。</li> </ul>
遺言 遺産分割協議		遺留分請求			<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡診断書はコピーを取っておく</li> <li>●自筆証書遺言の場合は検認必要 (一式セット遺言書、収入印紙、切手、相続関係図、相続人連絡先名簿)</li> <li>●公正証書遺言紛失の場合は、近くの公証役場で再交付（相続人の関係が分かる戸籍）</li> </ul>
準確定申告 相続税申告	相続税の申告・納税（10ヶ月以内）			延納・物納	<ul style="list-style-type: none"> <li>●準確定申告（被相続人の源泉徴収表、相続人の委任状と同意書）</li> </ul>
健康保険 市民税 固定資産税					<ul style="list-style-type: none"> <li>●相続人代表者指定届（指定のもの）2、3通コピーをとること</li> </ul>
年金関係 生命保険・共済 損害保険					<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金（戸籍謄本、死亡診断書、年金証書、配偶者課税証明書）</li> <li>●保険（戸籍謄本、受取人印鑑証明、死亡診断書、保険証券）</li> </ul>
不動産関係	所有権移転登記など				<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺産分割協議書（相続人全員印鑑、戸籍謄本、除籍謄本、住民票、委任状、評価証明など）</li> </ul>
自動車 電話 公共料金 その他	車名義変更（陸運局：原則15日以内）				<ul style="list-style-type: none"> <li>●携帯（死亡診断書、SIMカード等）</li> <li>●車（遺産分割協議書、相続人全員印鑑証明、戸籍謄本、委任状、車検証など）</li> </ul>
	法定相続情報証明制度	平成29年5月29日より相続登記の促進のため新設された制度。 市町村窓口で戸除籍謄本を収集し、法定相続情報一覧図を作成し所定の書類で、登記所に申し出をする。 登記官が確認し認証文付法定相続情報一覧図の写しを交付されると各種相続手続きで戸籍の束を何度も提出することは不要となる。一覧図の写しは何通でも無料。 ただし、相続放棄や遺産分割協議の書類は別途必要。			<ul style="list-style-type: none"> <li>●残高証明（一式セット、死亡診断書、死亡届、相続関係図）</li> <li>●口座解約（一式セット、念書、遺産分割協議書、実印、返還物力ードなど）</li> <li>●株の名義（一式セット、相続人名義買換え同意書、相続人全員の連署実印押印、名義書換請求書、遺産分割協議書、念書）</li> </ul>



## II. 各種手続きの留意点



人が死亡すると、亡くなった方の契約の名義変更・解約が必要となります。

土地や住まいの名義変更、

また生命保険や年金の手続き、

さらに公共料金の名義変更などがあります。

## II. 各種手続きの留意点

人の死亡にともない、申告期限までに行わなければならない手続きが複数あります。

### 【各種手続きと手続き先】

- |                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| ・ 死亡診断書の取り寄せ      | ⇒ 被相続人が死亡した病院(医師等)       |
| ・ 死亡届の提出          | ⇒ 市区町村役場                 |
| ・ 自筆証書遺言書の開封      | ⇒ 家庭裁判所                  |
| ・ 相続の放棄または限定承認の申請 | ⇒ 家庭裁判所                  |
| ・ 被相続人の所得税の申告・納付  | ⇒ 被相続人の住所地所轄の税務署         |
| ・ 相続税の申告と納税       | ⇒ 被相続人の住所地所轄の税務署(住民票のある) |

手続きとしてまず必要なのが、「死亡届」の提出です。しかし、事件性はなくとも一人でいた時に死亡、外出先で意識不明となり死亡した場合などは、医師の「死亡診断書」ではなく、警察の「死体検査書」となります。時には解剖が必要になることもあります。遺体引取りのための相続人調査など面倒な書類が必要になることもあります。なお、死亡届に必要事項を記入すると、火葬および納骨のための「火葬(埋葬)許可証」の申請ができます。

### (1) 死亡届

医師の署名のある「死亡診断書」とともに、住所地の市区町村役場に提出します。

- ①届出人  
同居の親族、同居者、家主・地主・家屋管理人・  
成年後見人等、同居していない親族の順序  
②提出先  
死亡者の本籍地か届出人の居住地、あるいは  
死亡した場所の市区町村役場の戸籍係  
③届出期間  
死亡を知った日から7日以内(国外の場合は  
3ヵ月以内)  
④届出に必要なもの  
・届出人の印鑑(認印)、死亡届書(死亡診断書  
とセット)  
・斎場、靈柩車等の使用申請書(利用者)  
・身分証明書(国民健康保険証、印鑑登録証)  
・登記事項証明書(成年後見人等)

→死亡診断書は、保険金、共済金や遺族年金などの請求にも必要になります。コピーを取つておくこと。

### (2) 火葬(埋葬)許可証

火葬および納骨をするためには、火葬(埋葬)許可証が必要です。死亡届と一緒に行います。

- 「死亡届」に必要事項を記入(住所地の市区町村役場に提出)すると「火葬許可証」が交付されます。市町村によっては「死体火葬許可証交付申請書」を提出する場合もあります。その時は火葬の日時が必要になります。

- 死亡後24時間経過後「火葬許可証」を火葬場に提出すると、火葬が終わった時点で、終了した日時を記入して返してくれます。通常は骨壺と一緒に戻されます。

→これが「埋葬許可証」になり、納骨時に寺院、墓地の管理事務所に提出します。

※「埋葬許可証」は5年間の保存義務があります。

- 葬儀社が(1)(2)ともに代行することが多くなっています。

※死亡届を提出しないと、火葬に必要な「火葬(埋葬)許可証」が発行されません。役所では休日・夜間を問わず、いつでも受け付けてくれます。

相続人を確定するために必要書類を取り寄せる必要がありますが、遠方の場合は郵送で行います。相続人を確定しないと相続関係説明図も作れませんし、遺産分割の協議をすることもできません。

広域交付が始まり遠方の戸籍も居住地で発行できるケースが広がったため、確認してみると良いでしょう。

### (3) 役所から住民票などの書類を郵送で発行してもらう方法

依頼する市区町村に事前に問い合わせをし、依頼書等を送ります。

居住地と本籍地が別の場合、住民票は居住地で発行することが可能ですが、戸籍謄本などは本籍地の役所でしか発行しないため、各市区町村では、郵送による各書類の発行を行っています。

#### 1) 依頼できる書類

住民票、戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)、除籍謄本(除籍全部事項証明)、戸籍の附票(住所の履歴)、身分証明、転出証明などがあります。

※事前に、依頼しようとする役所の住民課などに、発行してもらいたい書類の発行手数料を確認してください。また、市町村役場が発行している「暮らしの便利帳」にも載っています。

#### 2) 依頼に必要な書類

- ① 依頼書(依頼者名、住所、使用目的、使用数量など)
- ② 発行手数料分の郵便定額小為替(または現金書留での現金の送金)
- ③ 返信用封筒(切手を貼り、宛先に自分の住所・氏名を記入)

※発行手数料として同封する郵便定額小為替は、郵便局で金額を指定して発行してもらいます。

また、現金書留で直接現金を同封して送る場合もあります。

詳しくは依頼先の役所の担当係に、発行手数料とあわせて送金方法も確認してください。

#### ! ~ワンポイントアドバイス~

##### 依頼は誰でもできる?

住民票や戸籍謄本の発行依頼は、本人や直系親族以外の場合は、本人等の委任状(承諾書)を同封しなければなりません。

また、その使用目的や、提出先なども記載する必要があります。

##### 依頼書の記載内容

- ・依頼者の氏名・住所・捺印
- ・依頼者の戸籍の筆頭者名および本籍地
- ・依頼書類名(住民票・戸籍謄本)と必要枚数

※内容は各市区町村により異なります。  
本籍がどこにあるか不明な場合は、住民票や附表も請求します。

### (4) 遺言書

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
家庭裁判所の検認	必 要	不 要	必 要
遺言の開封	封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人立会いのもと開封。	開封手続きは不要(遺言書封印なし)。	必ず家庭裁判所において相続人立会いのもと開封。
長 所	作成が容易。費用・承認不要。遺言の存在・内容を秘密にできる。	公証人が原本を保管。遺言の存在・内容が明確。紛失・偽造の恐れがない。	遺言の存在が明確。遺言の内容を秘密にできる。
短 所	検認申立てが必要。紛失・偽造の恐れがある。	遺言の存在・内容が秘密にできない。費用がかかる。	検認申立てが必要。費用がかかる。

《検認申立て》検認は遺言書の変造や偽造を防ぎ相続人に遺言の存在を知らせるもの。検認なしは料5万円。  
《遺言書保管制度》自筆証書遺言の変造や偽造を防ぎ紛失・亡失のおそれがない。法務局にて保管。

- ① 申告者 遺言書の保管者又は発見者  
② 申告先 家庭裁判所  
③ 必要書類 ●戸籍(改正原、除籍(婚姻・死亡・転籍など))謄本、●相続人全員の戸籍謄本  
●遺言書の現物、●1通につき800円と相続人数の切手代など  
相続人全員に検認期日通知書が届き、その後審判法廷にて、検認済証明書が添付される。

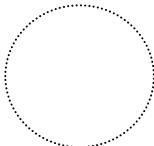
#### (5) 相続関係説明図の作成

被相続人を中心に家系図を作成しますが、配偶者や子供がいない、両親も死亡している場合は兄弟が相続人となり、兄弟も死亡していると甥や姪が相続人となります。その場合、両親の出生から死亡までの戸籍も必要となります。甥や姪が死亡している場合は、代襲相続はありません。

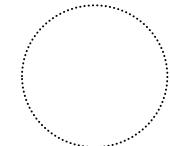
被相続人〇〇〇〇

相続関係説明図

作成者 〇〇〇〇



作成者 押印



相続人代表 押印

(被相続人)〇〇〇〇

出生 〇〇年〇〇月〇〇日

死亡 〇〇年〇〇月〇〇日

最後の本籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

最後の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

(相続人)〇〇〇〇

出生 〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

(相続人)(分割)〇〇〇〇

出生 〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

(相続人)〇〇〇〇

出生 〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

(相続人)〇〇〇〇

出生 〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

\*相続関係は、戸籍謄本や除籍謄本を読み取ることによって証明しますが、手間と労力がかかりますので、それを一目でわかるようにするために相続関係説明図を作成します。  
また、登記申請の際に、相続関係説明図を作成しておくと、添付情報である戸籍謄本等を原本還付することができます(不動産登記の場合、金融機関と違いコピーは不可となります)。

## (6) 公的年金等の変更手続き

公的年金の受給者本人が亡くなられた場合は、遺族の方は、年金に関する死亡届の提出や被扶養配偶者の国民年金変更手続きが必要になります。

年金をもらっている人が死亡したにもかかわらず、届け出を出さない場合には、年金を多くもらい過ぎて、後で返さなければならない場合や将来年金をもらえなくなる場合がありますので、ご注意ください。

なお、亡くなった方がもらえるはずだった年金は、請求すれば未支給年金として、一定の遺族の方がもらうことができます。

- ・届出者 年金を受けていた方の死亡当時、その者によって生計を維持されていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母」等
- ・届出先 「年金事務所」または「街角の年金相談センター」(現在はどこでも受付可能)  
※ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受けていた方が亡くなられた場合は、市区町村役場の窓口でも可能

### ●年金に関する死亡届の提出

- ・必要書類 年金受給権者死亡届、年金証書、死亡診断書、戸籍謄本など  
※ 原則として(厚生年金は10日以内、基礎(国民)年金は14日以内)  
※ 日本年金機構にマイナンバーが収録されている場合で死亡届のみ提出の場合は原則不要です。

### ●亡くなれた方に支払われる年金が残っている場合で、一定の遺族がその年金を受け取るとき

- ・必要書類 未支給年金・保険給付請求書、年金証書、戸籍謄本、住民票など  
※届出書類は、請求者と亡くなった人との関係などで異なります。事前に年金事務所などへ確認してから手続きするとよいでしょう。

### ●被保険者区分の変更 ※会社員の配偶者など

被保険者の死亡により、それまで第3号被保険者(会社員の配偶者など)だった方は、第1号被保険者への変更が必要となりますので、市区町村役場へ被保険者区分の「種別変更届」を提出します。会社に就職した場合は、会社で第2号被保険者の資格を取得します。

※国民年金の加入者(被保険者)区分には、下記の3種類があります。

第1号被保険者	自営業者・農林漁業従事者とその配偶者など (20歳以上60歳未満)
第2号被保険者	厚生年金や共済組合に加入している人 (原則65歳未満) (会社員など)
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者 (20歳以上60歳未満) (会社員家庭の専業主婦(夫)など)

## (7) 健康保険の変更手続き

健康保険加入の本人が亡くなられた場合、被扶養者は健康保険の変更手続きが必要になります。

### 1) 本人の喪失手続き

被保険者資格の喪失の届け出をします。本人の健康保険の区分は健康保険証に表示してあります。死亡した本人と被扶養者の健康保険証を添えて窓口へ失効申請をしてください。

公的医療保険の種類	届出先
組合管掌健康保険	健康保険組合
全国健康保険協会管掌健康保険 (以下協会けんぽ)	協会けんぽ・都道府県支部

### 2) 被扶養者の新規加入手続き

国民健康保険への加入申請を管轄市区町村の国民健康保険課へ申請します。  
会社に就職した場合は、会社への届け出をします。

## (8) その他の手続き

### 1) 世帯変更届

世帯主が死亡した場合、新しい世帯主を決めて、世帯主の死亡届提出から14日以内に「世帯変更届」を提出します。

- 届出先 : 住所地の市区町村役場
- 届出人 : 新しく世帯主になる人、または同一世帯の人
- 持参するもの : 本人確認書類、国民健康保険証(加入者の場合)、印鑑

### 2) 生命保険付住宅ローン(団体信用生命保険)

- ・ローン債務者が死亡した場合、保険金により残債務を完済する目的で加入するのが「団体信用生命保険」です。保険金により公庫の債務が全額返済され、遺族はローンを引き継がなくて済みます。
- ・民間の住宅ローンや年金住宅融資の協会転貸融資は、一般に「団体信用生命保険に加入できること」が融資条件になっていることから、ローン申込時に借入額と同金額の「団体信用生命保険」に加入している場合が一般的です(※協会転貸融資は平成17年1月以降新規受付はしていません)。
- ・借り入れ先への確認の上、手続きをしてください。
- 連絡先 : 現在返済中の金融機関
- 提出書類 : 医師の死亡診断書(金融機関所定の用紙)・住民票(死亡の事実記載のあるもの)

## (9) 返却・停止の手続き

免許証やパスポート・会員証などは、すみやかに返却や退会の手続きを行います。

被相続人が生存中に取得していた免許証や保険証、会員証などは、本人の死亡と同時に返却しなければなりません。

返却・退会が必要な主なものとしては、故人の自動車の免許証や調理師などの免許証、パスポート、役所からの老人優待バス、勤務先の身分証明書、クレジットカード、JAFの会員証、パソコン通信やインターネットの会員資格などがあります。年金証書は遺族年金等の手続きの折、返却します。

主なもの	返却場所	備 考
●運転免許証	警察署 運転免許センター	有効期間が過ぎて更新の手続きをしなければ自然消滅となります。
●パスポート	各都道府県庁の旅券課	
●公共施設や交通機関（バスなど）の無料カード（市区町村発行のもの）	各市区町村役場	
●企業や団体の身分証明書	勤務先	
●信販会社や銀行のクレジットカード、 ●デパートや健康クラブなどの会員証	発行元	手続きを行わないと、年会費などが自動的に口座等から引き落とされることがあります。
●JAF・パソコン通信・インターネットの会員など	発行元	

※返却手続きは、市区町村役場、警察、公共施設、企業などの窓口によって異なりますが、死亡したことを証明する書類（死亡診断書・戸籍謄本・戸籍抄本など）の写しと、印鑑を用意しておくことが必要です。

**【留意点】** 死亡した人の預貯金は単なる預貯金ではなく、死亡の時点から故人の遺産として相続の対象となります。

金融機関は名義人の死亡を知った時点から故人の預貯金の口座を停止します。したがって、口座への入金や送金もできなくなります。自動引き落としになっている公共料金なども引き落とされなくなります。

停止された預貯金から現金を引き出すときには、故人と相続人全員の戸籍（除籍）謄本、相続人全員の印鑑証明、遺産分割協議書などを金融機関に提出し、手続きをしなければなりません。原則的には遺産相続について正式に、具体的に決まっている必要があるということです。

ただし、遺産分割が確定するまで数ヵ月かかることもあるため、金融機関へ申し出ることで、150万円など一定額を限度として引き出しに応じてくれる仮払い制度があります。必要書類や仮払い可能額などは事前に各金融機関に問い合わせてください。



### III. 社会保険からの給付



社会保険からの給付は、  
請求手続きをしなければもらうことができず、  
一定期間経過すると時効になることがありますので、注意が必要です。

### III. 社会保険からの給付

#### 1. 公的年金からの給付

##### (1) 遺族年金

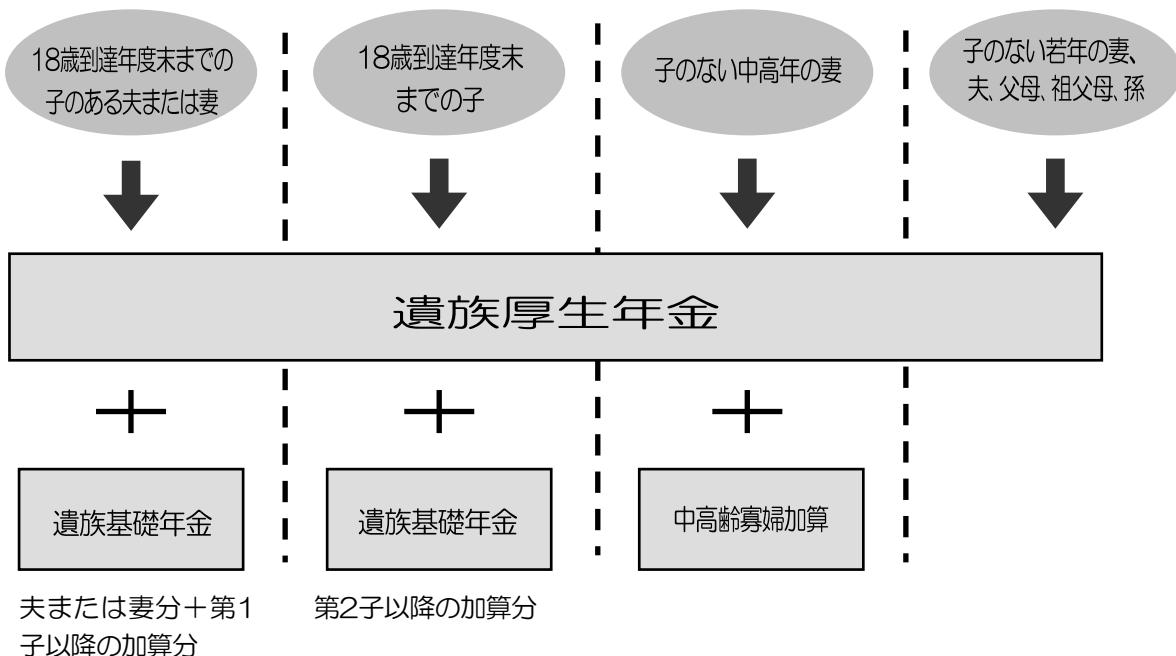
年金の加入者や加入者であった方が亡くなられた場合に、遺された家族の生活を保障する目的で年金が支給されます。

**【留意点】** 年金を含めた社会保険給付は請求手続きをしなければもらうことことができず、一定期間経過すると時効により受給ができなくなります。

**【特徴点】** ① 非課税である。

② 働きながら遺族年金を受給する場合でも、年金は減額されない。

1) 家族構成により、支払額は異なります。



●公的年金からの遺族給付は、『国民年金の遺族基礎年金』と『厚生年金の遺族厚生年金』等があります。『遺族基礎年金』は高校卒業までの子がいる妻・夫または子がもらえる年金で、子の数に応じて加算があります。一方、『遺族厚生年金』は、生前の給与・賞与や加入期間に応じて支給されます。いずれも、遺族には一定の範囲・年齢・収入要件等があります。

※ 収入要件とは…給与では年収850万円未満（所得約656万円）

※ 「子」「孫」とは…18歳到達年度までの子・孫または20歳未満で1・2級の障害の状態にある子（婚姻していない子）

※ 夫、父母、祖父母とは…厚生年金の被保険者又は被保険者だった者の死亡当時55歳以上の方で、支給は60歳からとなります。従って、子がある55歳未満の夫の場合、遺族基礎年金の受給権はありますが、遺族厚生年金の受給権はありません。この場合、父と暮らす子には遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生しますが、遺族基礎年金は支給が停止されます。結果、遺族基礎年金は夫に、遺族厚生年金は子に支給されることになります。

## 2) 対象者(支給される人)

### ① 遺族基礎年金

死亡した人によって生計を維持されていた、

- i ) 子のある配偶者(夫または妻) または ii ) 子

### ② 遺族厚生年金(番号は発生順位と受給順位)

死亡した人によって生計を維持されていた、

- i ) 配偶者と子
- ii ) 父母 iii ) 孫 iv ) 祖父母

- 【留意点】 ▶ 現在65歳以上の配偶者(夫または妻)が遺族厚生年金を受給する場合、自分が納めた保険料をできるだけ年金額に反映させるため、自分の老齢厚生年金を受給したうえで、配偶者の死亡後に受給する遺族厚生年金との差額が遺族厚生年金となります。
- ▶ 原則として妻は、遺族厚生年金を終身で受給できますが、夫死亡時30歳未満の子のない妻の遺族厚生年金は、5年間の有期年金となります。

### ③ 中高齢寡婦加算

- ・夫の死亡当時に40歳以上65歳未満で子がない妻

- ・夫の死亡当時、子のある妻が40歳未満でも、遺族基礎年金を失権したときに40歳以上

## 【参考】

### ● 発生順位について

遺族厚生年金をもらえるのは、死亡した人の配偶者(妻・夫)と子を第1順位、父母を第2順位、孫を第3順位、祖父母を第4順位とします。

※それぞれ、先の順位者の権利が消滅した時は、後順位者には受給権がありません。

ただし、遺族共済年金には先順位者が失権した場合、次順位者に支給される「転給制度」がありましたが、共済年金と厚生年金の一元化(平成27年10月施行)後「転給制度」は廃止されました。

### ● 子のない妻の年金

遺族基礎年金を受給することはできません。

また、中高齢寡婦加算は、夫死亡時の妻の年齢により異なります。

- ・40歳以上…40歳から65歳未満の間、「中高齢寡婦加算」が支給されます。

- ・40歳未満…原則として「中高齢寡婦加算」は支給されません。

なお、65歳になると自分の「老齢基礎年金」と夫の「遺族厚生年金」の両方を受給できるようになりますので、「中高齢寡婦加算」はなくなります。

ただし、昭和31年4月1日以前生まれの妻は65歳以降も「経過的寡婦加算」が支給されます。(P. 20)

### ● 子のある妻の年金

子が全員18歳に到達し年度末を経過すると「遺族基礎年金」や「子の加算」は支給されなくなります。その時の年齢が40歳以上ならば「子のない妻の場合」と同様に中高齢寡婦加算が加算されます。

### 3) 給付の手続き

公的年金は「裁定請求」という手続きをしなければ受給できませんので、ご注意ください。

公的年金を受給していた人が死亡した場合は、国民年金は死亡日から14日以内、厚生年金は10日以内に「年金受給権者死亡届」の提出が必要ですが、日本年金機構に個人番号(マイナンバー)が登録されている人は原則として省略できます。

また、死亡時に、まだ受け取っていない年金や亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなつた月分までの年金については、「未支給年金」としてその人と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。ただし、年金は後払いですから、死亡した本人自身は受け取ることができませんので、該当する遺族がいない場合は、早く手続きをしないと「過払い年金」として返還しなければなりません。

●提出先:年金事務所または街角の年金相談センター等

●必要書類

提出書類	添 付 書 類
遺族給付 裁定請求書	<ul style="list-style-type: none"><li>① 本人確認書類</li><li>② 死亡した人の年金証書（ない場合は年金番号のわかるもの）</li><li>③ 戸籍謄本等または法定相続情報一覧図</li><li>④ 死亡診断書</li><li>⑤ 請求者の住民票・死亡者の住民票の除票（別居のときは生計維持申立書）</li><li>⑥ 合算対象期間があるときは、その期間がわかる書類など</li><li>⑦ 請求する方の収入の分かる書類（課税／非課税証明書等）</li><li>⑧ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード</li></ul>

死亡した人と手続きされる人の状況によって必要書類が異なるため、事前に一度相談する方が良いでしょう。

★ 「遺族給付裁定請求書」の書式は、次ページをご参照ください。

- ・年金をもらう資格が認定され、年金額が決定すると裁定通知書と年金証書が、日本年金機構から請求者に郵送されます。
- ・年金は通常2、4、6、8、10、12月の各15日に年6回に分けて、その前月分と前々月分が、本人の指定する銀行口座や郵便局の口座に送金されるとともに、日本年金機構から振込通知書が送られます。

年金は口座振り込みでなく、指定した郵便局で現金で受け取ることもできます。

【時効について】 厚生年金や国民年金から年金を受ける権利の時効は5年です。  
なお、国民年金の死亡一時金を受け取る権利は2年です。

#### 【遺族年金生活者支援給付金】

年金制度ではありませんが、遺族基礎年金を受給しており、前年の所得が4,721,000円（扶養親族数に応じて変動）以下の場合に、年金と合わせて受給できるものです。

## ＜サンプル：遺族給付裁定請求書＞

模式第105号

## 年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）

(请族基础年金·特例请族年金·请族医生年金)

- (注) 1. 請求者が2名以上とのときは、そのうちの1人について、この請求書にご記入ください。  
 2. その他の方については「年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)(別紙)」(様式第106号)に記入し、この年金請求書に添えてください。

□のなかに必要事項をご記入ください。(◆印欄には、なにも記入しないでください。)  
黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。  
フリガナはカタカナでご記入ください。

職員記入欄		⑤ 記録不要制度						⑥ 作業原因		
(都半)	(都固)	(固半)	(固共)	(地共)	(私字)			01		
								02		
入力処理コード		⑦ 遠 連 帯 与	⑧ 別紙区分		⑨ 船 数 加		⑩ 通常			
4	3	0	0	0	3					
年 金 コ 一 下		⑪ 未課 ⑫ 保 ⑬ 受給者数	⑭ 長用	⑮ 基本	⑯ 次用	⑰ 旧令				
1	4									

This block contains a QR code labeled '二次元コード' and a circular stamp area labeled '支払期間等'.

1. 死亡した方についてご記入ください。

①	基礎年金番号					① 生年月日	② 大正 ③ 昭和 ④ 平成		年	月	日
②	氏名	(フリガナ)						性別			
		(氏)		(名)		① 男	② 女				

2. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

\*個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。詳しくは10ページをご確認ください。  
なお、死亡した方に共済組合等の加入期間がある場合は、個人番号(マイナンバー)及び基礎年金番号の両方をご記入ください。

①	個人番号*	生年月日	大正	昭和	平成	年	月	日		
	(マイナンバー)		6	6	4					
基礎年金番号		電話番号								
② 氏名		(フリガナ)					④ 続柄	性別	* 日中に連絡が取れる電話番号 (携帯も可) をご記入ください	
		(氏)		(名)			●	① 男 ② 女		
⑤ 住所の郵便番号	⑥ 住所	(フリガナ)								
				市 区 町						
社会保険労務士 の提出代行者欄		障害状態の有無 (精神が子または孫である場合のみ ご記入ください。)							障害の状態に ある・ない	

3. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。

(1) 公金受取口座の利用意思		① 利用する		② 利用しない(または未登録)		※公金受取口座を利用する場合は、通帳等の写しの添付や金融機関の証明は不要です。		
年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)								
(2) 年金振込先	① 金額範囲コード	支店コード	(プリガナ)	銀行名	(プリガナ)	支店名	預金種別	② 口座番号(左詰めで記入)
	●	●		●		●	普通	→
③	貯金通帳の記号(左詰めで記入)		④ 番号(右詰めで記入)	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄				
⑤	→	一	←					
⑥ の氏名(プリガナ)、口座名義人氏名(カタカナ)の通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名(プリガナ)、預金種別、口座番号)を添付する場合または公金受取口座を利用する場合、記入は不要です。								
口座名義人氏名(カタカナ)		(イ)	(ウ)					

上記(1)で「2 利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

(3) 公金受取口座の登録意愿

公金受取口座については16ページをご参照ください。

<遺族年金額のイメージ(令和7年度昭和31年4月2日以降生まれ)>

① 妻または夫の遺族基礎年金

831,700円	+	第一子・第二子 各239,300円	第三子以降 各79,800円
----------	---	----------------------	-------------------

※子2人のみが残された場合 831,700円+239,300円(=1,071,000円を子2人で按分する)

② 遺族厚生年金

遺族厚生年金は報酬比例の年金ですので、死亡した人の平均標準報酬(平均給料)月額等と平均標準賞与額(1,000円未満切捨て、1回150万円上限)をもとに計算されます。

報酬比例部分の計算は、以下の I(本来水準)と II(従前額保障額)のうち額が多い年金が支給されます。

<遺族厚生年金額の計算式>

$$\text{遺族厚生年金額} = (A + B) \times 3/4$$

在職中の死亡で

\*全被保険者期間月数が300に満たない場合には、上記  $\times \frac{300 \text{ 月}}{\text{全被保険者期間月数}}$  で計算します。

I A = 平均標準報酬月額  $\times \frac{7.125}{1000} \times$  被保険者月数(平成15年3月以前)

B = 平均標準報酬額  $\times \frac{5.481}{1000} \times$  被保険者月数(平成15年4月以降)

※給付乗率は新乗率、再評価率は令和7年

II A = 平均標準報酬月額  $\times \frac{7.5}{1000} \times$  被保険者月数(平成15年3月以前)  $\times 1.014$

B = 平均標準報酬額  $\times \frac{5.769}{1000} \times$  被保険者月数(平成15年4月以降)  $\times 1.014$

※給付乗率は旧乗率、再評価率は平成7年

※遺族厚生年金(長期要件)の場合、1,000分の7.125及び1,000分の5.481、1,000分の7.5及び1,000分の5.769の乗率は、死亡した方の生年月日に応じて、異なります。

③ 中高齢寡婦加算 一律 623,800円 が加算されます。

④ 経過的寡婦加算

中高齢寡婦加算は妻が65歳になると経過的寡婦加算に変わります。夫が在職中に死亡または厚生年金に20年(40歳以上15年~19年加入した中高齢特例者含)以上加入了した夫が死亡した場合、その時点で65歳以上の妻には経過的寡婦加算が支給されます。経過的寡婦加算は昭和31年4月2日以降生まれの妻には支給されません。

<経過的寡婦加算額の一覧表（令和7年度）>

妻の生年月日	経過的寡婦加算額	妻の生年月日	経過的寡婦加算額
昭2. 4. 1以前	622,000円	昭17. 4. 2~18.4.1	290,280円
昭2. 4. 2~ 3.4.1	590,104円	昭18. 4. 2~19.4.1	269,547円
昭3. 4. 2~ 4.4.1	560,570円	昭19. 4. 2~20.4.1	248,815円
昭4. 4. 2~ 5.4.1	533,146円	昭20. 4. 2~21.4.1	228,082円
昭5. 4. 2~ 6.4.1	507,614円	昭21. 4. 2~22.4.1	207,350円
昭6. 4. 2~ 7.4.1	483,783円	昭22. 4. 2~23.4.1	186,617円
昭7. 4. 2~ 8.4.1	461,490円	昭23. 4. 2~24.4.1	165,885円
昭8. 4. 2~ 9.4.1	440,591円	昭24. 4. 2~25.4.1	145,152円
昭9. 4. 2~10.4.1	420,958円	昭25. 4. 2~26.4.1	124,420円
昭10. 4. 2~11.4.1	402,479円	昭26. 4. 2~27.4.1	103,687円
昭11. 4. 2~12.4.1	385,057円	昭27. 4. 2~28.4.1	82,955円
昭12. 4. 2~13.4.1	368,603円	昭28. 4. 2~29.4.1	62,222円
昭13. 4. 2~14.4.1	353,038円	昭29. 4. 2~30.4.1	41,490円
昭14. 4. 2~15.4.1	338,292円	昭30. 4. 2~31.4.1	20,757円
昭15. 4. 2~16.4.1	324,303円	昭31. 4. 2~	0円
昭16. 4. 2~17.4.1	311,012円		

令和7年年金額～昨年度から2.2%(1.9%)の引き上げ

年金額の改定は法律上、賃金水準と物価水準が共にプラスで、物価水準が賃金水準の変動率を上回る場合、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）と受給中の年金額（既裁定年金）とともに賃金水準の変動率を用いることとなります。

令和7年度の年金額は、賃金変動率2.3%、物価変動率2.7%のため、賃金変動率2.3%を用います。また、令和7年度のマクロ経済スライドによる調整（▲0.4%）が行われることとなります。

標準的な会社員世帯(65歳以降)の年金額は約23万円です。標準的(モデル)世帯の例なので実態より少し高めの金額です。年金額のイメージをするときの参考にしてください。

【令和7年度の新規裁定者(昭和31年4月2日以降生まれの方)の標準的な年金額の例（厚生労働省）】

項目	令和7年度（月）
国民年金（老齢基礎年金・満額） 1人分	69,308円
厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金含む）	232,784円

※厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)45.5万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準です。

## ◆遺族年金額のイメージ

(例)会社員Aさん43歳。妻と子ども2人がいるAさんが突然亡くなつたとしたら…

« 条件 »

(年齢は夫死亡時・金額は令和7年度)

夫 (令和7年4月10日死亡)	厚生年金加入期間：20年（在職中の平均標準報酬月額30万円）			
	昭和57年4月2日生まれ（43歳）			
妻	昭和60年4月2日生まれ（40歳）			
子（2人）	平成26年4月2日生まれ（11歳） 平成29年4月2日生まれ（8歳）			

年月	2025/4 (R7年)	2032/4	2035/4	2050/4	2065/4
妻の年齢	40歳	47歳	50歳	65歳	80歳
第1子の年齢	11歳	18歳	—	—	—
第2子の年齢	8歳	15歳	18歳	—	—
遺族厚生年金	480,900	480,900	480,900	480,900	480,900
遺族基礎年金	831,700	831,700			
加給金(第1子)	239,300				
加給金(第2子)	239,300	239,300			
中高齢寡婦加算			623,800		
老齢基礎年金				831,700	
↓	夫死亡	第1子18歳到達	第2子18歳到達	65歳到達	
年額	1,791,200 円	1,551,900 円	1,104,700 円	1,312,600 円	
月	149,267 円	129,325 円	92,058 円	109,383 円	

### 【解説】

- 令和7年4月に死亡したという仮定ですので、5月分から受給できます。妻は、国民年金から遺族基礎年金、厚生年金から遺族厚生年金が合わせて受給できます。
- 第一子が18歳到達年度末を過ぎると（高校卒業）遺族基礎年金の加算が1人分減り、第二子が18歳到達年度末を過ぎると妻の遺族基礎年金はなくなります。このとき妻は50歳ですので、「遺族基礎年金」の代わりに「中高齢寡婦加算」を受給できます。
- 65歳以降は中高齢寡婦加算がなくなり、代わりに自分の老齢基礎年金（40年加入予定）をもらえる場合は、遺族厚生年金と合わせて受給できます（上記は総報酬制を考慮せず、本来水準で簡易計算で試算・次頁参考）。

※ 上記以外に仕事中や通勤途上の災害などで死亡した場合は、労災保険から遺族補償年金（通勤途上は遺族年金）を受給できます（労災保険からの年金額は減額される）。

## ＜遺族厚生年金額をイメージしてみよう＞ 令和7年度

### ◆在職中に死亡したモデル例の遺族厚生年金額、簡単計算

在職中の死亡で300ヶ月未満の加入の場合は300月にみなして計算する。

＜遺族厚生年金額の計算式＞

$$\text{遺族厚生年金額} = (A + B) \times \frac{300\text{月}}{\text{全被保険者期間の月数}} \times \frac{3}{4}$$

$$A = \text{平均標準報酬月額} (\text{※}) \times \frac{7.125}{1000} \times \text{被保険者月数 (平成15年3月以前)}$$

$$B = \text{平均標準報酬額} (\text{※}) \times \frac{5.481}{1000} \times \text{被保険者月数 (平成15年4月以降)}$$

※平成15年3月以前は、標準報酬月額の平均（平均標準報酬月額）、平成15年4月以降は、賞与を含めた全額の平均（平均報酬額）を基に計算しています。

一方、本来水準で、総報酬制を考慮せずに計算の場合

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times 300\text{月} \times 3/4 \\ \hline \downarrow \\ \boxed{\text{約1.603}} \end{array}$$

つまり、平均標準報酬月額30万円の人が、総報酬を考慮せず、簡易計算でおよその目安として計算すると、平均標準報酬月額 300,000円 × 1.603 ≈ 480,900円になります。

※総報酬制を考慮しない理由

一時金の平均的な支給額が約3.6ヶ月（月給の12ヶ月分の30%）なので、平均報酬月額の1.3倍を平均報酬額とし、平成15年4月以降の乗数を1.3で割り引いています。

標準賞与額（年3回以下）は、下限はないが1回の支給については150万円が上限です。

ここでは、遺族年金額のおおよそのイメージを見てもらうために、総報酬を考慮せず本来水準の簡易計算で示しています。

一時金が年間3.6ヶ月より少ない場合は計算より少額となる点にご留意ください。

### ◆ 遺族年金生活者支援給付金

上記に加えて、所得要件を満たすと遺族基礎年金受給中は以下の額が支給される。

遺族年金生活者支援給付金 月額 5,450円 (65,400円／年)

※遺族厚生年金のみ受給の場合は支給されない点に注意。

## 2. 労災保険からの給付

### (1) 葬祭料

葬祭料は、業務災害により死亡した労働者の葬祭を行う遺族や葬祭を行った人からの請求により支給されます。なお、通勤災害での死亡の場合は、葬祭給付といいます。

- ・給付額 『315,000円+給付基礎日額の30日分』  
または『給付基礎日額の60日分』のいずれか高い方の額
- ・手続き方法 ①請求者:葬祭を行う者 ※必ずしも遺族とは限らないので注意  
②請求先……労働基準監督署
- ・必要書類 葬祭料請求書または葬祭給付請求書・死亡診断書または死体検案書・印鑑など
- ・時効 死亡日の翌日から2年経過

### (2) 遺族補償年金

労働者の死亡当時、その者の収入により生計を維持されていた遺族が受給資格者です。

- ・給付額 :遺族の人数に応じて、給付基礎日額の153日分から245日分

#### 【遺族補償年金の給付額】

遺族の数	遺族補償年金	遺族特別支給金 (一時金)	遺族特別年金
1人	給付基礎日額の153日分 ただし55歳以上または一定障害状態の妻の場合、給付基礎日額の175日分		算定基礎日額の153日分 ただし55歳以上または一定障害状態の妻の場合、給付日額の175日分
2人	給付基礎日額の201日分	300万円	算定基礎日額の201日分
3人	給付基礎日額の223日分		算定基礎日額の223日分
4人以上	給付基礎日額の245日分		算定基礎日額の245日分

- ・請求者 :被災労働者の死亡当時、その者によって生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ・請求先 :労働基準監督署
- ・必要書類 :業務災害は「遺族補償年金請求書」、通勤災害は「遺族年金支給請求書」と「死亡診断書」、「戸籍謄本(抄本)」、個人番号のわかるもの、本人確認書類  
※書類は上記以外にも必要な場合がありますので、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。
- ・時効 :死亡日の翌日から5年

※厚生年金の遺族厚生年金等が併給される場合の遺族補償年金の額は、上記給付額に併給される年金給付の種類別に定められている次の率を乗じた額となります。

併給される年金の種類	調整率
遺族厚生年金・遺族基礎年金及び寡婦年金	0.80
遺族厚生年金のみ	0.84
遺族基礎年金または寡婦年金	0.88

算定基礎日額とは、業務上または通勤による負傷や死亡の原因である事故が発生した日、または診断により病気にかかったことが確定した以前1年間に、その労働者が事業主から受けた特別給与の総額を365で割った額をいい、給付基礎日額の20%相当、150万円が限度額となります。

### (3) 遺族補償一時金

- ①遺族補償年金をもらうことができる資格者がいない場合
- ②遺族補償年金を受ける権利がある人の権利が消滅した場合

他にその遺族補償年金を受ける遺族がなく、受給権者であった遺族に支給された遺族補償年金及び遺族補償年金前払い一時金の合計額が給付日額の1,000日分に満たないときに支給されます。

- ・給付額      ①給付基礎日額の1,000日分  
                ②給付基礎日額の1,000日分から当該合計額を差し引いた額
- ・手続き方法 請求者      :受給資格者  
                請求先      :労働基準監督署  
                必要書類      :遺族補償一時金支給請求書・死亡診断書・戸籍謄本(抄本)・印鑑など
- ・時効      死亡日の翌日から5年経過

#### 【用語の説明】

- [給付基礎日額] 労働基準法に規定される平均賃金の日額
  - [受給資格者]
    - ①配偶者
    - ②労働者の死亡当時、その収入によって生計を維持していた子、父母、孫、及び祖父母
    - ③労働者の死亡当時、その収入によって生計を維持していなかった子、父母、孫、及び祖父母
    - ④兄弟姉妹
- なお、遺族補償一時金の受給者となるのは上記のうちの最先順位者となる。順位は①～④の順序だが、②・③については子、父母、孫、祖父母の順序となる。
- 子・孫・兄弟姉妹については18歳到達年度末までの子または労働者の死亡当時から引き続き一定の障害状態にある子
- ①労災の障害のある子は、20歳未満という要件はない。
  - ②労災の一定の障害状態は、公的年金と連動していない。

### 3.健康保険からの給付

#### (1) 公的医療保険（給付）の概要

##### 1) 医療保険一部負担

対象 被保険者・被扶養者	医療の給付 加入する制度から	年 齢	一部負担金(基本利用料)	入院時 食事療養費負担
各 医 療 制 度		義務教育就学前＊1	2割	1食510円
		70歳未満	3割（一般） 1割（低所得者Ⅰ・低所得者Ⅱ）＊4	住民税非課税世帯 1食240円 (過去1年間の入院日数が90日を超えている場合は190円)
		70歳以上74歳	2割（平成26年4月前に70歳になっている人は1割） 現役並み所得者は3割＊2 ＊高齢受給者証に負担割合が記載されている	住民税非課税世帯で一定所得以下の70歳以上の人 1食110円
広域連合	後期高齢者医療制度から	75歳以上 (一定の障害者は65歳以上)	1割(一定以上所得者は2割、現役並み所得者は3割＊3)	

- \* 1 義務教育就学前とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいいます。
  - \* 2 現役並み所得者とは、月収28万円以上(会社員)、市町村民税課税所得145万円以上、夫婦世帯で年収520万円以上、単身世帯で383万円以上の人をいいます。
  - \* 3 一定以上所得者：課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が夫婦世帯320万円以上、単身世帯200万円以上  
現役並み所得者：課税所得145万円以上
  - \* 4 低所得者Ⅰ(区分Ⅰ)は、同一世帯の方全員が市町村民税非課税で、その世帯の各所得が0円の人をいいます(年金所得の控除額80万円として計算)。  
低所得者Ⅱ(区分Ⅱ)は、低所得者Ⅰ以外の住民税非課税の人をいいます。
  - \* 5 健康保険に加入している子どもが医療機関を受診したとき、小児医療費の助成制度により、小学校就学前までは通院と入院、中学校卒業までは入院について無料になる制度があります(保護者の所得制限あり、地域により確認必要)。
- ＜参考＞入院時食事代について、入院と在宅療養の負担の公平性を図るため、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担が求められます。
- 低所得者、難病患者、小児慢性特定疾病患者の負担額は据え置きです。

## (2) 高額療養費

医療費の自己負担分が一定額を超えると、その超えた金額が返還されるのが高額療養費制度です。

### 【70歳未満の負担限度額(平成27年1月診療分から)】

所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア (標準報酬月額83万円以上の方)(※1)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
②区分イ (標準報酬月額53万~79万円の方)(※1)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③区分ウ (標準報酬月額28万~50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④区分エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
⑤区分オ (低所得者)(被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

### 【70歳以上の負担限度額(平成30年8月診察分から)】

適用区分	ひと月の上限額		多数該当
	外来(個人ごと)	(世帯ごと)	
現役並み	年収約1160万円~ 標準報酬83万円以上、課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1%	140,100円
	年収約770万円~約1160万円 標準報酬53~79万円、課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000)×1%	93,000円
	年収約370万円~約770万円 標準報酬28~50万円、課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000)×1%	44,400円
一般	年収約156万円~約370万円 標準報酬26万円以下、課税所得145万円未満(※2)	18,000円 年間上限14万4,000円	57,600円 44,400円
低所得者	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」該当

※2 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。

標準報酬月額・標準報酬:等級区分で実際の額とは異なります。

多数該当: 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

## 1) 高額療養費の支給要件

1ヵ月の医療費が高額になったとき

【留意点】 高額療養費とは、同じ人が、同じ月内(1日～末日までの暦月をいう)に、同じ医療機関に支払った一部負担金申請によって、その超えた額を返してもらうことができる制度です。

時効は診察を受けた月の翌月から2年間となり、過去に遡って請求することができます。また、入院と通院はレセプトは分かれますが、70歳未満で21,000円以上の場合、まとめて請求も可能です。また、総合病院等における各診療科も、一つの医療機関としてまとめて請求できます。なお、以下のような場合にも返してもらうことができます。

①同じ世帯で、21,000円(70歳以上75歳未満の被保険者等は負担した額のすべて)の自己負担が2件以上生じた場合、合算した金額が一定の額を超えた場合にも返してもらうことができます(世帯合算)。

②同じ世帯で、1年間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目からは全ページ表の「多数該当」欄の額を超えた額を返してもらうことができます。

\* 65歳以上の人人が療養病床に入院した場合、医療費の自己負担とは別に、介護保険と同様に食費と水道光熱費(入院時生活療養標準負担額)を負担します。

入院時生活療養標準負担額(例) 1日当たり1,900円(510円×3回+370円)、1ヵ月当たり57,000円の負担となります。

所得区分	1食あたり	1日居住費
現役並み所得者	510円 (470円*)	
一般		370円
低所得者 II	240円	
低所得者 I	140円	
老齢福祉年金者	110円	0円

※医療機関により異なる場合があります

\* 慢性腎不全で人工透析を行っている70歳未満の上位所得者は自己負担限度額が2万円となります。

\* 健康保険組合は、上記基準よりも緩やかな場合もありますので確認してみてください。

## 2) 高額療養費の申請の手続き

・請求先 : 健康保険の場合は、健康保険組合または協会けんぽ各支部

国民健康保険の場合は、住所地の市区町村の国民健康保険課

・必要書類 : 高額療養費支給申請書、健康保険証、印鑑、医療機関の領収書、診断書

・期限 : 診療日の翌月1日から2年以内

事前に加入する保険者から【所得区分の認定証】の発行を受ければ、70歳未満の方も窓口での支払が負担の上限額までとなります(70歳以上の方は認定証がなくとも自動的に上限額支払)。

## (3) 埋葬料・埋葬費

遺族には健康保険から埋葬費用を補助する目的で埋葬費用が支給されます。

遺族がいない場合は実際に埋葬を行った方に、埋葬に要した費用が埋葬費として支払われます。

また、業務上または通勤途上の事故と認定された場合は、労働者災害補償保険(以下、労災保険といいます)から葬祭料と遺族補償一時金(一定条件あり)等が受け取れます。

◆ 健康保険から → 埋葬料・埋葬費

◆ 労災保険から → 葬祭料・葬祭給付

ただし、労災保険が適用された場合は健康保険からの埋葬料の支給はありません。

## 1) 法定給付

- ・給付額 : 埋葬料(家族埋葬料)の給付は一律5万円  
    : 埋葬費(5万円以内で埋葬に要した実費)
- ・手続き方法 ①請求者 : 遺族または埋葬を行った人  
    ②請求先 : 協会けんぽ各支部または健康保険組合  
    ③請求期限 : 2年間  
    ④必要書類 : 埋葬料(費)請求書(用紙は請求先)、被保険者証、死亡診断書、住民票、  
        葬儀費用の領収証・印鑑など

※「埋葬料(費)請求書」の書式は次頁参照

→お問い合わせは、各協会けんぽの都道府県支部へ。<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

<サンプル: 健康保険 被保険者/家族埋葬料(費)支給申請書>

■ **1 2 ページ 埋**

**健康保険 被保険者 家族 埋葬料(費) 支給申請書**

(被保険者記入用)

加入者が亡くなり、埋葬料(費)を受ける場合にご使用ください。なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

記号(左づめ)	番号(左づめ)	生年月日
記号・番号		西暦 1.西暦 2.平成 3.令和
氏名(カタカナ)		
氏名	片名の間に1マス空けてご記入ください。高点(「、」)は1字としてご記入ください。	
郵便番号 (ハイフン除く)	電話番号 (左づめハイフン除く)	被保険者について ①被保険者が亡くなった場合 ②被保険者により生前葬料が立てた方／埋葬を行った方 ③被保険者が亡くなつた場合 ④被保険者
住所	都: 道 府: 県	

振込先指定口座は、上記申請者氏名と同じ名義の口座をご指定ください。

金融機関名称	銀行: 金庫: 信組: 農協: 漁協:	支店名	本店: 支店: 代理店: 出張所: 本店兼支店: 営業部: 本所: 支所:
預金種別	1 普通預金	口座番号(左づめ)	

やうなよ銀行の口座へお振り込みを希望される場合は、支店名は3桁の漢数字で、口座番号は振込専用の口座番号(7桁)をご記入ください。  
やうなよ銀行口座番号(記号・番号)ではお振込できません。

▶ **被保険者・事業主記入用は2ページ目に続きます。»»**

社会保険労務士の  
提出代行者名記入欄

以下は、協会使用欄のため、記入しないでください。

MN認証 (被保険者)	<input type="checkbox"/> 1. 認定(未付あり) <input type="checkbox"/> 2. 認定(未付なし) <input type="checkbox"/> 3. 認定(未付あり)	
添付書類	死亡証明書 <input type="checkbox"/> 1. 未付 <input type="checkbox"/> 2. 不備	生計維持 確認書類 <input type="checkbox"/> 1. 未付 <input type="checkbox"/> 2. 不備
領収書 内訳書	<input type="checkbox"/> 1. 未付 <input type="checkbox"/> 2. 不備	埋葬費用 <input type="checkbox"/> 1. 未付 <input type="checkbox"/> 2. 不備
戸籍 (法定代理)	<input type="checkbox"/> 1. 未付	口座証明 <input type="checkbox"/> 1. 未付
6 3 1 1 1 1 0 1	その他 <input type="checkbox"/> 1. その他の <input type="checkbox"/> 2. その他の <input type="checkbox"/> 3. その他の <input type="checkbox"/> 4. その他の <input type="checkbox"/> 5. その他の <input type="checkbox"/> 6. その他の <input type="checkbox"/> 7. その他の <input type="checkbox"/> 8. その他の <input type="checkbox"/> 9. その他の <input type="checkbox"/> 10. その他の <input type="checkbox"/> 11. その他の <input type="checkbox"/> 12. その他の <input type="checkbox"/> 13. その他の <input type="checkbox"/> 14. その他の <input type="checkbox"/> 15. その他の <input type="checkbox"/> 16. その他の <input type="checkbox"/> 17. その他の <input type="checkbox"/> 18. その他の <input type="checkbox"/> 19. その他の <input type="checkbox"/> 20. その他の <input type="checkbox"/> 21. その他の <input type="checkbox"/> 22. その他の <input type="checkbox"/> 23. その他の <input type="checkbox"/> 24. その他の <input type="checkbox"/> 25. その他の <input type="checkbox"/> 26. その他の <input type="checkbox"/> 27. その他の <input type="checkbox"/> 28. その他の <input type="checkbox"/> 29. その他の <input type="checkbox"/> 30. その他の <input type="checkbox"/> 31. その他の <input type="checkbox"/> 32. その他の <input type="checkbox"/> 33. その他の <input type="checkbox"/> 34. その他の <input type="checkbox"/> 35. その他の <input type="checkbox"/> 36. その他の <input type="checkbox"/> 37. その他の <input type="checkbox"/> 38. その他の <input type="checkbox"/> 39. その他の <input type="checkbox"/> 40. その他の <input type="checkbox"/> 41. その他の <input type="checkbox"/> 42. その他の <input type="checkbox"/> 43. その他の <input type="checkbox"/> 44. その他の <input type="checkbox"/> 45. その他の <input type="checkbox"/> 46. その他の <input type="checkbox"/> 47. その他の <input type="checkbox"/> 48. その他の <input type="checkbox"/> 49. その他の <input type="checkbox"/> 50. その他の <input type="checkbox"/> 51. その他の <input type="checkbox"/> 52. その他の <input type="checkbox"/> 53. その他の <input type="checkbox"/> 54. その他の <input type="checkbox"/> 55. その他の <input type="checkbox"/> 56. その他の <input type="checkbox"/> 57. その他の <input type="checkbox"/> 58. その他の <input type="checkbox"/> 59. その他の <input type="checkbox"/> 60. その他の <input type="checkbox"/> 61. その他の <input type="checkbox"/> 62. その他の <input type="checkbox"/> 63. その他の <input type="checkbox"/> 64. その他の <input type="checkbox"/> 65. その他の <input type="checkbox"/> 66. その他の <input type="checkbox"/> 67. その他の <input type="checkbox"/> 68. その他の <input type="checkbox"/> 69. その他の <input type="checkbox"/> 70. その他の <input type="checkbox"/> 71. その他の <input type="checkbox"/> 72. その他の <input type="checkbox"/> 73. その他の <input type="checkbox"/> 74. その他の <input type="checkbox"/> 75. その他の <input type="checkbox"/> 76. その他の <input type="checkbox"/> 77. その他の <input type="checkbox"/> 78. その他の <input type="checkbox"/> 79. その他の <input type="checkbox"/> 80. その他の <input type="checkbox"/> 81. その他の <input type="checkbox"/> 82. その他の <input type="checkbox"/> 83. その他の <input type="checkbox"/> 84. その他の <input type="checkbox"/> 85. その他の <input type="checkbox"/> 86. その他の <input type="checkbox"/> 87. その他の <input type="checkbox"/> 88. その他の <input type="checkbox"/> 89. その他の <input type="checkbox"/> 90. その他の <input type="checkbox"/> 91. その他の <input type="checkbox"/> 92. その他の <input type="checkbox"/> 93. その他の <input type="checkbox"/> 94. その他の <input type="checkbox"/> 95. その他の <input type="checkbox"/> 96. その他の <input type="checkbox"/> 97. その他の <input type="checkbox"/> 98. その他の <input type="checkbox"/> 99. その他の <input type="checkbox"/> 100. その他の <input type="checkbox"/> 101. その他の <input type="checkbox"/> 102. その他の <input type="checkbox"/> 103. その他の <input type="checkbox"/> 104. その他の <input type="checkbox"/> 105. その他の <input type="checkbox"/> 106. その他の <input type="checkbox"/> 107. その他の <input type="checkbox"/> 108. その他の <input type="checkbox"/> 109. その他の <input type="checkbox"/> 110. その他の <input type="checkbox"/> 111. その他の <input type="checkbox"/> 112. その他の <input type="checkbox"/> 113. その他の <input type="checkbox"/> 114. その他の <input type="checkbox"/> 115. その他の <input type="checkbox"/> 116. その他の <input type="checkbox"/> 117. その他の <input type="checkbox"/> 118. その他の <input type="checkbox"/> 119. その他の <input type="checkbox"/> 120. その他の <input type="checkbox"/> 121. その他の <input type="checkbox"/> 122. その他の <input type="checkbox"/> 123. その他の <input type="checkbox"/> 124. その他の <input type="checkbox"/> 125. その他の <input type="checkbox"/> 126. その他の <input type="checkbox"/> 127. その他の <input type="checkbox"/> 128. その他の <input type="checkbox"/> 129. その他の <input type="checkbox"/> 130. その他の <input type="checkbox"/> 131. その他の <input type="checkbox"/> 132. その他の <input type="checkbox"/> 133. その他の <input type="checkbox"/> 134. その他の <input type="checkbox"/> 135. その他の <input type="checkbox"/> 136. その他の <input type="checkbox"/> 137. その他の <input type="checkbox"/> 138. その他の <input type="checkbox"/> 139. その他の <input type="checkbox"/> 140. その他の <input type="checkbox"/> 141. その他の <input type="checkbox"/> 142. その他の <input type="checkbox"/> 143. その他の <input type="checkbox"/> 144. その他の <input type="checkbox"/> 145. その他の <input type="checkbox"/> 146. その他の <input type="checkbox"/> 147. その他の <input type="checkbox"/> 148. その他の <input type="checkbox"/> 149. その他の <input type="checkbox"/> 150. その他の <input type="checkbox"/> 151. その他の <input type="checkbox"/> 152. その他の <input type="checkbox"/> 153. その他の <input type="checkbox"/> 154. その他の <input type="checkbox"/> 155. その他の <input type="checkbox"/> 156. その他の <input type="checkbox"/> 157. その他の <input type="checkbox"/> 158. その他の <input type="checkbox"/> 159. その他の <input type="checkbox"/> 160. その他の <input type="checkbox"/> 161. その他の <input type="checkbox"/> 162. その他の <input type="checkbox"/> 163. その他の <input type="checkbox"/> 164. その他の <input type="checkbox"/> 165. その他の <input type="checkbox"/> 166. その他の <input type="checkbox"/> 167. その他の <input type="checkbox"/> 168. その他の <input type="checkbox"/> 169. その他の <input type="checkbox"/> 170. その他の <input type="checkbox"/> 171. その他の <input type="checkbox"/> 172. その他の <input type="checkbox"/> 173. その他の <input type="checkbox"/> 174. その他の <input type="checkbox"/> 175. その他の <input type="checkbox"/> 176. その他の <input type="checkbox"/> 177. その他の <input type="checkbox"/> 178. その他の <input type="checkbox"/> 179. その他の <input type="checkbox"/> 180. その他の <input type="checkbox"/> 181. その他の <input type="checkbox"/> 182. その他の <input type="checkbox"/> 183. その他の <input type="checkbox"/> 184. その他の <input type="checkbox"/> 185. その他の <input type="checkbox"/> 186. その他の <input type="checkbox"/> 187. その他の <input type="checkbox"/> 188. その他の <input type="checkbox"/> 189. その他の <input type="checkbox"/> 190. その他の <input type="checkbox"/> 191. その他の <input type="checkbox"/> 192. その他の <input type="checkbox"/> 193. その他の <input type="checkbox"/> 194. その他の <input type="checkbox"/> 195. その他の <input type="checkbox"/> 196. その他の <input type="checkbox"/> 197. その他の <input type="checkbox"/> 198. その他の <input type="checkbox"/> 199. その他の <input type="checkbox"/> 200. その他の <input type="checkbox"/> 201. その他の <input type="checkbox"/> 202. その他の <input type="checkbox"/> 203. その他の <input type="checkbox"/> 204. その他の <input type="checkbox"/> 205. その他の <input type="checkbox"/> 206. その他の <input type="checkbox"/> 207. その他の <input type="checkbox"/> 208. その他の <input type="checkbox"/> 209. その他の <input type="checkbox"/> 210. その他の <input type="checkbox"/> 211. その他の <input type="checkbox"/> 212. その他の <input type="checkbox"/> 213. その他の <input type="checkbox"/> 214. その他の <input type="checkbox"/> 215. その他の <input type="checkbox"/> 216. その他の <input type="checkbox"/> 217. その他の <input type="checkbox"/> 218. その他の <input type="checkbox"/> 219. その他の <input type="checkbox"/> 220. その他の <input type="checkbox"/> 221. その他の <input type="checkbox"/> 222. その他の <input type="checkbox"/> 223. その他の <input type="checkbox"/> 224. その他の <input type="checkbox"/> 225. その他の <input type="checkbox"/> 226. その他の <input type="checkbox"/> 227. その他の <input type="checkbox"/> 228. その他の <input type="checkbox"/> 229. その他の <input type="checkbox"/> 230. その他の <input type="checkbox"/> 231. その他の <input type="checkbox"/> 232. その他の <input type="checkbox"/> 233. その他の <input type="checkbox"/> 234. その他の <input type="checkbox"/> 235. その他の <input type="checkbox"/> 236. その他の <input type="checkbox"/> 237. その他の <input type="checkbox"/> 238. その他の <input type="checkbox"/> 239. その他の <input type="checkbox"/> 240. その他の <input type="checkbox"/> 241. その他の <input type="checkbox"/> 242. その他の <input type="checkbox"/> 243. その他の <input type="checkbox"/> 244. その他の <input type="checkbox"/> 245. その他の <input type="checkbox"/> 246. その他の <input type="checkbox"/> 247. その他の <input type="checkbox"/> 248. その他の <input type="checkbox"/> 249. その他の <input type="checkbox"/> 250. その他の <input type="checkbox"/> 251. その他の <input type="checkbox"/> 252. その他の <input type="checkbox"/> 253. その他の <input type="checkbox"/> 254. その他の <input type="checkbox"/> 255. その他の <input type="checkbox"/> 256. その他の <input type="checkbox"/> 257. その他の <input type="checkbox"/> 258. その他の <input type="checkbox"/> 259. その他の <input type="checkbox"/> 260. その他の <input type="checkbox"/> 261. その他の <input type="checkbox"/> 262. その他の <input type="checkbox"/> 263. その他の <input type="checkbox"/> 264. その他の <input type="checkbox"/> 265. その他の <input type="checkbox"/> 266. その他の <input type="checkbox"/> 267. その他の <input type="checkbox"/> 268. その他の <input type="checkbox"/> 269. その他の <input type="checkbox"/> 270. その他の <input type="checkbox"/> 271. その他の <input type="checkbox"/> 272. その他の <input type="checkbox"/> 273. その他の <input type="checkbox"/> 274. その他の <input type="checkbox"/> 275. その他の <input type="checkbox"/> 276. その他の <input type="checkbox"/> 277. その他の <input type="checkbox"/> 278. その他の <input type="checkbox"/> 279. その他の <input type="checkbox"/> 280. その他の <input type="checkbox"/> 281. その他の <input type="checkbox"/> 282. その他の <input type="checkbox"/> 283. その他の <input type="checkbox"/> 284. その他の <input type="checkbox"/> 285. その他の <input type="checkbox"/> 286. その他の <input type="checkbox"/> 287. その他の <input type="checkbox"/> 288. その他の <input type="checkbox"/> 289. その他の <input type="checkbox"/> 290. その他の <input type="checkbox"/> 291. その他の <input type="checkbox"/> 292. その他の <input type="checkbox"/> 293. その他の <input type="checkbox"/> 294. その他の <input type="checkbox"/> 295. その他の <input type="checkbox"/> 296. その他の <input type="checkbox"/> 297. その他の <input type="checkbox"/> 298. その他の <input type="checkbox"/> 299. その他の <input type="checkbox"/> 300. その他の <input type="checkbox"/> 301. その他の <input type="checkbox"/> 302. その他の <input type="checkbox"/> 303. その他の <input type="checkbox"/> 304. その他の <input type="checkbox"/> 305. その他の <input type="checkbox"/> 306. その他の <input type="checkbox"/> 307. その他の <input type="checkbox"/> 308. その他の <input type="checkbox"/> 309. その他の <input type="checkbox"/> 310. その他の <input type="checkbox"/> 311. その他の <input type="checkbox"/> 312. その他の <input type="checkbox"/> 313. その他の <input type="checkbox"/> 314. その他の <input type="checkbox"/> 315. その他の <input type="checkbox"/> 316. その他の <input type="checkbox"/> 317. その他の <input type="checkbox"/> 318. その他の <input type="checkbox"/> 319. その他の <input type="checkbox"/> 320. その他の <input type="checkbox"/> 321. その他の <input type="checkbox"/> 322. その他の <input type="checkbox"/> 323. その他の <input type="checkbox"/> 324. その他の <input type="checkbox"/> 325. その他の <input type="checkbox"/> 326. その他の <input type="checkbox"/> 327. その他の <input type="checkbox"/> 328. その他の <input type="checkbox"/> 329. その他の <input type="checkbox"/> 330. その他の <input type="checkbox"/> 331. その他の <input type="checkbox"/> 332. その他の <input type="checkbox"/> 333. その他の <input type="checkbox"/> 334. その他の <input type="checkbox"/> 335. その他の <input type="checkbox"/> 336. その他の <input type="checkbox"/> 337. その他の <input type="checkbox"/> 338. その他の <input type="checkbox"/> 339. その他の <input type="checkbox"/> 340. その他の <input type="checkbox"/> 341. その他の <input type="checkbox"/> 342. その他の <input type="checkbox"/> 343. その他の <input type="checkbox"/> 344. その他の <input type="checkbox"/> 345. その他の <input type="checkbox"/> 346. その他の <input type="checkbox"/> 347. その他の <input type="checkbox"/> 348. その他の <input type="checkbox"/> 349. その他の <input type="checkbox"/> 350. その他の <input type="checkbox"/> 351. その他の <input type="checkbox"/> 352. その他の <input type="checkbox"/> 353. その他の <input type="checkbox"/> 354. その他の <input type="checkbox"/> 355. その他の <input type="checkbox"/> 356. その他の <input type="checkbox"/> 357. その他の <input type="checkbox"/> 358. その他の <input type="checkbox"/> 359. その他の <input type="checkbox"/> 360. その他の <input type="checkbox"/> 361. その他の <input type="checkbox"/> 362. その他の <input type="checkbox"/> 363. その他の <input type="checkbox"/> 364. その他の <input type="checkbox"/> 365. その他の <input type="checkbox"/> 366. その他の <input type="checkbox"/> 367. その他の <input type="checkbox"/> 368. その他の <input type="checkbox"/> 369. その他の <input type="checkbox"/> 370. その他の <input type="checkbox"/> 371. その他の <input type="checkbox"/> 372. その他の <input type="checkbox"/> 373. その他の <input type="checkbox"/> 374. その他の <input type="checkbox"/> 375. その他の <input type="checkbox"/> 376. その他の <input type="checkbox"/> 377. その他の <input type="checkbox"/> 378. その他の <input type="checkbox"/> 379. その他の <input type="checkbox"/> 380. その他の <input type="checkbox"/> 381. その他の <input type="checkbox"/> 382. その他の <input type="checkbox"/> 383. その他の <input type="checkbox"/> 384. その他の <input type="checkbox"/> 385. その他の <input type="checkbox"/> 386. その他の <input type="checkbox"/> 387. その他の <input type="checkbox"/> 388. その他の <input type="checkbox"/> 389. その他の <input type="checkbox"/> 390. その他の <input type="checkbox"/> 391. その他の <input type="checkbox"/> 392. その他の <input type="checkbox"/> 393. その他の <input type="checkbox"/> 394. その他の <input type="checkbox"/> 395. その他の <input type="checkbox"/> 396. その他の <input type="checkbox"/> 397. その他の <input type="checkbox"/> 398. その他の <input type="checkbox"/> 399. その他の <input type="checkbox"/> 400. その他の <input type="checkbox"/> 401. その他の <input type="checkbox"/> 402. その他の <input type="checkbox"/> 403. その他の <input type="checkbox"/> 404. その他の <input type="checkbox"/> 405. その他の <input type="checkbox"/> 406. その他の <input type="checkbox"/> 407. その他の <input type="checkbox"/> 408. その他の <input type="checkbox"/> 409. その他の <input type="checkbox"/> 410. その他の <input type="checkbox"/> 411. その他の <input type="checkbox"/> 412. その他の <input type="checkbox"/> 413. その他の <input type="checkbox"/> 414. その他の <input type="checkbox"/> 415. その他の <input type="checkbox"/> 416. その他の <input type="checkbox"/> 417. その他の <input type="checkbox"/> 418. その他の <input type="checkbox"/> 419. その他の <input type="checkbox"/> 420. その他の <input type="checkbox"/> 421. その他の <input type="checkbox"/> 422. その他の <input type="checkbox"/> 423. その他の <input type="checkbox"/> 424. その他の <input type="checkbox"/> 425. その他の <input type="checkbox"/> 426. その他の <input type="checkbox"/> 427. その他の <input type="checkbox"/> 428. その他の <input type="checkbox"/> 429. その他の <input type="checkbox"/> 430. その他の <input type="checkbox"/> 431. その他の <input type="checkbox"/> 432. その他の <input type="checkbox"/> 433. その他の <input type="checkbox"/> 434. その他の <input type="checkbox"/> 435. その他の <input type="checkbox"/> 436. その他の <input type="checkbox"/> 437. その他の <input type="checkbox"/> 438. その他の <input type="checkbox"/> 439. その他の <input type="checkbox"/> 440. その他の <input type="checkbox"/> 441. その他の <input type="checkbox"/> 442. その他の <input type="checkbox"/> 443. その他の <input type="checkbox"/> 444. その他の <input type="checkbox"/> 445. その他の <input type="checkbox"/> 446. その他の <input type="checkbox"/> 447. その他の <input type="checkbox"/> 448. その他の <input type="checkbox"/> 449. その他の <input type="checkbox"/> 450. その他の <input type="checkbox"/> 451. その他の <input type="checkbox"/> 452. その他の <input type="checkbox"/> 453. その他の <input type="checkbox"/> 454. その他の <input type="checkbox"/> 455. その他の <input type="checkbox"/> 456. その他の <input type="checkbox"/> 457. その他の <input type="checkbox"/> 458. その他の <input type="checkbox"/> 459. その他の <input type="checkbox"/> 460. その他の <input type="checkbox"/> 461. その他の <input type="checkbox"/> 462. その他の <input type="checkbox"/> 463. その他の <input type="checkbox"/> 464. その他の <input type="checkbox"/> 465. その他の <input type="checkbox"/> 466. その他の <input type="checkbox"/> 467. その他の <input type="checkbox"/> 468. その他の <input type="checkbox"/> 469. その他の <input type="checkbox"/> 470. その他の <input type="checkbox"/> 471. その他の <input type="checkbox"/> 472. その他の <input type="checkbox"/> 473. その他の <input type="checkbox"/> 474. その他の <input type="checkbox"/> 475. その他の <input type="checkbox"/> 476. その他の <input type="checkbox"/> 477. その他の <input type="checkbox"/> 478. その他の <input type="checkbox"/> 479. その他の <input type="checkbox"/> 480. その他の <input type="checkbox"/> 481. その他の <input type="checkbox"/> 482. その他の <input type="checkbox"/> 483. その他の <input type="checkbox"/> 484. その他の <input type="checkbox"/> 485. その他の <input type="checkbox"/> 486. その他の <input type="checkbox"/> 487. その他の <input type="checkbox"/> 488. その他の <input type="checkbox"/> 489. その他の <input type="checkbox"/> 490. その他の <input type="checkbox"/> 491. その他の <input type="checkbox"/> 492. その他の <input type="checkbox"/> 493. その他の <input type="checkbox"/> 494. その他の <input type="checkbox"/> 495. その他の <input type="checkbox"/> 496. その他の <input type="checkbox"/> 497. その他の <input type="checkbox"/> 498. その他の <input type="checkbox"/> 499. その他の <input type="checkbox"/> 500. その他の <input type="checkbox"/> 501. その他の <input type="checkbox"/> 502. その他の <input type="checkbox"/> 503. その他の <input type="checkbox"/> 504. その他の <input type="checkbox"/> 505. その他の <input type="checkbox"/> 506. その他の <input type="checkbox"/> 507. その他の <input type="checkbox"/> 508. その他の <input type="checkbox"/> 509. その他の <input type="checkbox"/> 510. その他の <input type="checkbox"/> 511. その他の <input type="checkbox"/> 512. その他の <input type="checkbox"/> 513. その他の <input type="checkbox"/> 514. その他の <input type="checkbox"/> 515. その他の <input type="checkbox"/> 516. その他の <input type="checkbox"/> 517. その他の <input type="checkbox"/> 518. その他の <input type="checkbox"/> 519. その他の <input type="checkbox"/> 520. その他の <input type="checkbox"/> 521. その他の <input type="checkbox"/> 522. その他の <input type="checkbox"/> 523. その他の <input type="checkbox"/> 524. その他の <input type="checkbox"/> 525. その他の <input type="checkbox"/> 526. その他の <input type="checkbox"/> 527. その他の <input type="checkbox"/> 528. その他の <input type="checkbox"/> 529. その他の <input type="checkbox"/> 530. その他の <input type="checkbox"/> 531. その他の <input type="checkbox"/> 532. その他の <input type="checkbox"/> 533. その他の <input type="checkbox"/> 534. その他の <input type="checkbox"/> 535. その他の <input type="checkbox"/> 536. その他の <input type="checkbox"/> 537. その他の <input type="checkbox"/> 538. その他の <input type="checkbox"/> 539. その他の <input type="checkbox"/> 540. その他の <input type="checkbox"/> 541. その他の <input type="checkbox"/> 542. その他の <input type="checkbox"/> 543. その他の <input type="checkbox"/> 544. その他の <input type="checkbox"/> 545. その他の <input type="checkbox"/> 546. その他の <input type="checkbox"/> 547. その他の <input type="checkbox"/> 548. その他の <input type="checkbox"/> 549. その他の <input type="checkbox"/> 550. その他の <input type="checkbox"/> 551. その他の <input type="checkbox"/> 552. その他の <input type="checkbox"/> 553. その他の <input type="checkbox"/> 554. その他の <input type="checkbox"/> 555. その他の <input type="checkbox"/> 556. その他の <input type="checkbox"/> 557. その他の <input type="checkbox"/> 558. その他の <input type="checkbox"/> 559. その他の <input type="checkbox"/> 560. その他の <input type="checkbox"/> 561. その他の <input type="checkbox"/> 562. その他の <input type="checkbox"/> 563. その他の <input type="checkbox"/> 564. その他の <input type="checkbox"/> 565. その他の <input type="checkbox"/> 566. その他の <input type="checkbox"/> 567. その他の <input type="checkbox"/> 568. その他の <input type="checkbox"/> 569. その他の <input type="checkbox"/> 570. その他の <input type="checkbox"/> 571. その他の <input type="checkbox"/> 572. その他の <input type="checkbox"/> 573. その他の <input type="checkbox"/> 574. その他の <input type="checkbox"/> 575. その他の <input type="checkbox"/> 576. その他の <input type="checkbox"/> 577. その他の <input type="checkbox"/> 578. その他の <input type="checkbox"/> 579. その他の <input type="checkbox"/> 580. その他の <input type="checkbox"/> 581. その他の <input type="checkbox"/> 582. その他の <input type="checkbox"/> 583. その他の <input type="checkbox"/> 584. その他の <input type="checkbox"/> 585. その他の <input type="checkbox"/> 586. その他の <input type="checkbox"/> 587. その他の <input type="checkbox"/> 588. その他の <input type="checkbox"/> 589. その他の <input type="checkbox"/> 590. その他の <input type="checkbox"/> 591. その他の <input type="checkbox"/> 592. その他の <input type="checkbox"/> 593. その他の <input type="checkbox"/> 594. その他の <input type="checkbox"/> 595. その他の <input type="checkbox"/> 596. その他の <input type="checkbox"/> 597. その他の <input type="checkbox"/> 598. その他の <input type="checkbox"/> 599. その他の <input type="checkbox"/> 600. その他の <input type="checkbox"/> 601. その他の <input type="checkbox"/> 602. その他の <input type="checkbox"/> 603. その他の <input type="checkbox"/> 604. その他の <input type="checkbox"/> 605. その他の <input type="checkbox"/> 606. その他の <input type="checkbox"/> 607. その他の <input type="checkbox"/> 608. その他の <input type="checkbox"/> 609. その他の <input type="checkbox"/> 610. その他の <input type="checkbox"/> 611. その他の <input type="checkbox"/> 612. その他の <input type="checkbox"/> 613. その他の <input type="checkbox"/> 614. その他の <input type="checkbox"/> 615. その他の <input type="checkbox"/> 616. その他の <input type="checkbox"/> 617. その他の <input type="checkbox"/> 618. その他の <input type="checkbox"/> 619. その他の <input type="checkbox"/> 620. その他の <input type="checkbox"/> 621. その他の <input type="checkbox"/> 622. その他の <input type="checkbox"/> 623. その他の <input type="checkbox"/> 624. その他の <input type="checkbox"/> 625. その他の <input type="checkbox"/> 626. その他の <input type="checkbox"/> 627. その他の <input type="checkbox"/> 628. その他の <input type="checkbox"/> 629. その他の <input type="checkbox"/> 630. その他の <input type="checkbox"/> 631. その他の <input type="checkbox"/> 632. その他の <input type="checkbox"/> 633. その他の <input type="checkbox"/> 634. その他の <input type="checkbox"/> 635. その他の <input type="checkbox"/> 636. その他の <input type="checkbox"/> 637. その他の <input type="checkbox"/> 638. その他の <input type="checkbox"/> 639. その他の <input type="checkbox"/> 640. その他の <input type="checkbox"/> 641. その他の <input type="checkbox"/> 642. その他の <input type="checkbox"/> 643. その他の <input type="checkbox"/> 644. その他の <input type="checkbox"/> 645. その他の <input type="checkbox"/> 646. その他の <input type="checkbox"/>	

## 4.介護保険からの給付

### (1) 高額介護サービス費

同じ月に介護保険からの利用者負担が高額になり一定額を超えたとき、申請により「高額介護サービス費」が受けられます。

改正後	
収入要件	基準額（負担限度額）
年収1160万円以上	世帯 140,100円
年収約770万円 ～約1160万円未満	世帯 93,000円
年収約383万円 ～約770万円未満	世帯 44,400円
一般	世帯 44,400円
市区町村税 非課税世帯	世帯 24,600円
年金80万円以下等	個人 15,000円

※ 令和3年8月から負担上限額が医療保険の高額療養費制度の負担上限額と同額になりました。

### (2) 最近の主な改正内容

令和3年度改正 ①高額介護サービス費の負担上限額が高額療養費制度と同額になりました。

### (3) 高額医療、高額介護合算療養費制度

世帯での医療費・介護費用の支出が自己負担額の合計を超えた場合、超えた分の金額が支給されます。

限度額は、一般で年額56万円が基本ですが、世帯ごとの所得や年齢により異なります。算定期間が

8月1日から翌年7月31日になります。

<参考>高額介護合算療養費用制度：自己負担額限度表

#### ① 70歳未満の場合

所有区分	自己負担額の限度
課税所得：690万円以上	212万円
課税所得：380万円以上～690万円未満	141万円
課税所得：145万円以上～380万円未満	67万円
課税所得：145万円未満	60万円
住民税非課税世帯	34万円
－	－

#### ② 70歳以上の場合

所有区分	自己負担額の限度
課税所得：690万円以上	212万円
課税所得：380万円以上～690万円未満	141万円
課税所得：145万円以上～380万円未満	67万円
課税所得：145万円未満	56万円
低所得者Ⅱ(住民税非課税世帯)	31万円
低所得者Ⅰ(住民税非課税世帯かつ年金収入80万円以下など)	19万円

## 5. 企業内保障について <留意点>

企業に勤める方が、死亡された場合や病気・重度障害状態になられた場合、私的保障としての保険・共済以外にも様々な企業内保障が適用されます。特に、従業員が亡くなった場合は1,000万円を超える大きな金額が支払われる事例も少なくありません(下記事例参照)。

ご遺族が企業内保障を個々に調べることは容易ではありませんが、企業・労働組合の中にはガイドブックを作成して配布しているケース等もありますし、組合員の企業内保障(福利厚生制度)の情報収集を行うことは、労働組合はもちろんくみん共済 coopにとっても大切な組合員サポート活動と位置づけて取り組んでいく必要があります。

### <企業内保障制度の例>

#### —会社側の保障制度—

##### ◇死亡保障

- 退職金の上乗せ給付
- 死亡弔慰金
- 遺児育英制度
- 法定外労災補償
- 団体定期保険

##### ◇医療給付

- 入院給付金
- 法定外労災補償
- 所得補償費用

#### —労働組合側の保障制度—

##### ◇死亡保障

- 死亡弔慰金
- 死亡共済金(団体生命共済など)
- 奨学金制度

##### ◇医療給付

- 入院給付金
- 重度障害共済金(団体生命共済など)
- 所得補償費用

【企業内保障の具体例（抜粋）】 ※死亡時の給付だけでも、670万円～1,270万円になります。

事由	適用		支給額
死亡 ※	弔慰金・香典料(企業内福利厚生制度)		50万円
	弔慰金(厚生年金基金・労働組合など)		20万円
	死亡共済金(普通死亡)		600万円
	死亡共済金(事故死亡)		1,200万円
遺児育英資金	死亡月の翌月から支給事由の 消滅した月まで。 ただし、中学校卒業まで保障。	就学前児童 小学生 中学生 高校生	月1万円 月1.4万円 月1.6万円 月2万円
奨学金制度	死亡後にその遺児が高等学校や大学に進学する者		1人100万円限度
入院費用補助	入院費用のうち、自己負担額の半額を90日限度		日額1万円限度



## IV. 準確定申告



死亡した人の所得に係る確定申告は、  
相続の開始があったことを知った翌日から4ヵ月以内に申告します。  
これを「準確定申告」といいます。

故人が給与所得者であった場合は勤務先の手続きだけで済む場合もありますが、  
自営業者等は相続人が行わなければなりません。

## IV. 準確定申告

### （1）納税者が死亡した時の確定申告（準確定申告）の手続き

申告は相続開始（死亡）を知った日の翌日から4ヵ月以内に行わなければなりません。

例：1月1日に死亡→5月1日までに申告

亡くなった方の所得に係る確定申告は、相続人が1月1日から死亡した日までの所得を計算して、相続の開始があつたことを知った翌日から4ヵ月以内に申告します。これを「準確定申告」といいます。申告期限を過ぎると延滞金や加算税がかかる場合があるので注意が必要です。

準確定申告によって亡くなった方の所得が決まり、相続人が所得税を負担します。所得税を負担した相続人は、相続税額を計算する際、自分が負担した故人の所得税額を相続財産から差し引くことができます。ただし納めた税金が還付されたら、還付された税金は相続税の課税対象です。

準確定申告が不要な場合もあります。年金収入が年間400万円以下で、その他の収入も年間20万円以下の方や、相続放棄をした方などです。給与所得者であった場合は、勤務先の手続きのみで済む場合もあります。

亡くなった方が医療費や共済掛金などを支払っていた場合は、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などを受けられます。配偶者控除や扶養控除を受けられる場合もあります。

なお、令和7年12月1日から、後述する所得税の控除額が変わります。亡くなった時期によっては、準確定申告の影響が相続税にも及びます。詳細は税務署または税理士にご確認ください。

#### 《手続き》

- ・申告者 : 相続人
- ・申告先 : 亡くなった方の住所地の税務署
- ・申告期限 : 相続を知った日の翌日から4ヵ月以内
- ・必要書類
  - ①亡くなった方の給与や年金の源泉徴収票（添付は不要）
  - ②相続人等のマイナンバーカード等の写し
  - ③控除となる証明書や領収書（医療費、社会保険料、共済掛金、生命保険・地震保険料など）

**【ポイント】** 納税だけでなく税金が還付されることもあります。準確定申告が必要かどうか、最寄りの税務署に問い合わせると確実です。

「準確定申告」は、通常の確定申告用紙を使用します。相続人が2人以上いる場合は、付表（見本は次頁）に必要事項を記入します。パソコンやスマートによるオンライン（e-Tax）でも手続きできますが、アプリのダウンロードや電子証明書の取得など準備が煩わしいと感じる方もいます。

<サンプル: 死亡した者の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表>

死亡した者の\_\_\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表  
(兼相続人の代表者指定届出書)

受付印													
1 死亡した者の住所・氏名等													
住所	(〒 - - - )			氏名	フリガナ			死 亡 年月日	年 月 日				
2 死亡した者の納める税金又は還付される税金 [ 第3欄分の税額 ] [ 還付される税金のときは頭部に△印を付けてください。 ] 円 ... A													
3 相続人等の代表者の指定 [ 代表者を指定されるときは、右にその代表者の氏名を書いてください。 ] 相 繼 人 等 の 代 表 者 の 氏 名													
4 限 定 承 認 の 有 無 [ 相続人が限定承認をしているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。 ] 限 定 承 認													
5 相 続 人 等 に 関 す る 事 項	(1) 住 所	(〒 - - - )			(〒 - - - )			(〒 - - - )			(〒 - - - )		
	(2) 氏 名 (署名)	フリガナ			フリガナ			フリガナ			フリガナ		
	(3) 個 人 番 号	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
	(4) 職業及び被相続人との続柄	職業	親	統柄	職業	親	統柄	職業	親	統柄	職業	親	統柄
	(5) 生 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日			明・大・昭・平・令 年 月 日			明・大・昭・平・令 年 月 日			明・大・昭・平・令 年 月 日		
	(6) 電 話 番 号	- - -			- - -			- - -			- - -		
	(7) 相続分 ... B	法定・指定 — — —			法定・指定 — — —			法定・指定 — — —			法定・指定 — — —		
	(8) 相続財産の価額	円			円			円			円		
	6 納 める 税 金 等	△ 各人の納付税額 A × B [各人の100円未満の端数切捨て]	00 円			00 円			00 円			00 円	
	△ 各人の還付金額 [各人の1円未満の端数切捨て]	円			円			円			円		
7 還 付 さ れ る 税 金 の 受 取 場 所	銀 行 振 込 等 を 希 望 す る 場 合	銀 行 金庫・組合 農協・満協	銀 行 金庫・組合 農協・満協			銀 行 金庫・組合 農協・満協			銀 行 金庫・組合 農協・満協				
	支 店 名 等	本店・支店 出 張 所 本所・支所	本店・支店 出 张 所 本所・支所			本店・支店 出 张 所 本所・支所			本店・支店 出 张 所 本所・支所				
	預 金 の 種 類	預 金	預 金			預 金			預 金				
	口 座 番 号	-			-			-			-		
ゆうちょ銀行の 預り金の受け取り の希望する場合	郵便局名等												

(注) 「5 相続人等に関する事項」以降については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

税務署番号	整 理 番 号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税理士登録番号	身元確認		□ 済		□ 済		□ 済		□ 済		□ 済	

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。※還付される税金の受取りを代表者等に委任する場合には委任状の提出が必要です。

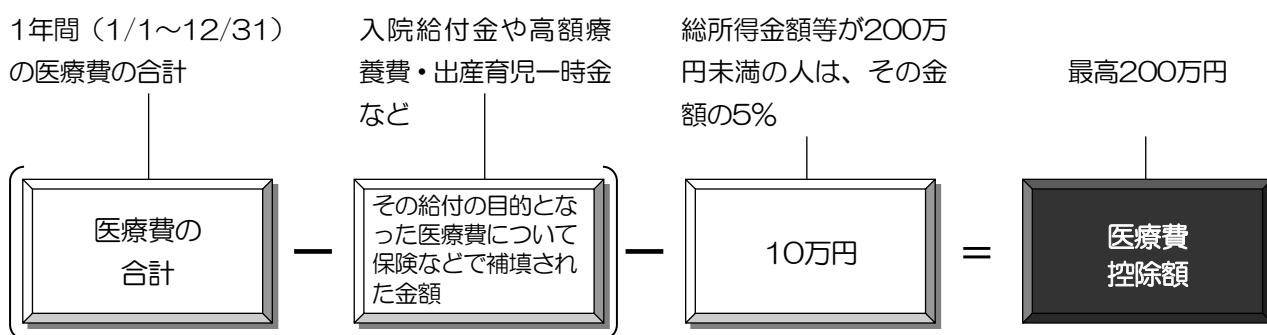
一連番号

## (2) 医療費控除の手続き

納税者本人とその配偶者および生計を一にしている親族のために支払った医療費が一定額を超えた場合、超えた金額を所得から差し引くことができます(「控除」といいます)。一定額とは、総所得金額等(給与収入のみであれば源泉徴収票の給与所得控除額後の金額)が200万円未満の場合は給与所得控除後の合計金額の5%、200万円以上の場合は一律10万円です。医療費控除額は200万円が上限です。

なお生命保険から支給される入院給付金や健康保険からの高額療養費、出産育児一時金などは、実際に支払った医療費の合計額から差し引いて計算します。つまり実際に負担した金額のみを医療費として計算するということです。

### 『医療費控除額の計算のしかた』



### 『手続き』

準確定申告で医療費控除を行うのか、生計を一にしていた相続人が医療費控除を行うかで手続きが異なります。以下は準確定申告で行う場合です。

- ・申告先 : 亡くなった方の居住地区を管轄する税務署
- ・申告期限 : 相続を知った時から4ヶ月以内。
- ・必要書類

- ① 亡くなった方の源泉徴収票
- ② 相続人等のマイナンバーカード
- ③ 1月1日から亡くなった日までの医療費等の支出を証明する領収書から医療費控除の明細書

セルフメディケーション税制(2026年12月31日まで)による医療費控除の特例を受けない場合は、「医療費控除の明細書」を提出すれば添付不要です。添付は不要であっても確認のため求められる場合がありますから、5年間はしっかりと保管しておきましょう。

#### !! ~ワンポイントアドバイス~

1月1日から亡くなった日までの医療費等の支出を証明する領収書から医療費控除の明細を作成。ただし、健康保険組合等から発行される「医療費のお知らせ」(医療費通知)の添付により明細書の記載を簡略化できます。

医療費の領収書は、  
マメに保管しておこう

「医療費のお知らせ」(医療費通知)を提出する場合でも領収書の保管は必要です。  
領収書は医療機関ごとにまとめておくと便利です。

領収書のない交通費は  
メモをしておこう

通院や入院時の交通費は、医療費控除の対象です。通院の都度、日時、経路、運賃をメモしておきましょう。  
マイカーのガソリン代や駐車料金は対象になりません。

## ＜サンプル：医療費控除の明細書＞

## 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

\*この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

## 住 所

氏名

## 1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の①～③を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、  
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が  
支払った医療費の額、⑥保険者等の名前

(1) 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高齢者扶養費など)などで補てんされる金額
--------------------------------	-----------------------------	--

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

## 2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、  
「医療券冊はがき」「病院箇

2 医療費（上記 1 以外）の明細 医療を受けた方・病院等ごとにまとめて記入できます。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

回復費の会計

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を記入します。  
（注）次の場合には、それぞれの金額を加算します。  
・損失控除及び法人所得がある場合　…　その所得金額  
・はなしに申告分離課税の所得がある場合　…　その所得金額  
〔特別控除後の金額〕  
なお、損失控除の場合は、申告書第四表（損失申告用）の「4被減免喪失額」に記入する際の金額を記入します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に記入します。

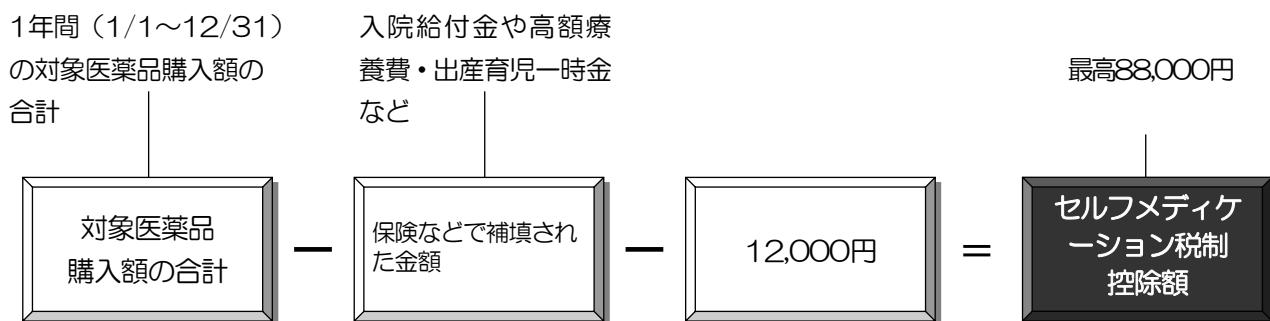
## <セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）>

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行っている方が、その年中に自分または自分と生計を一にする配偶者その他の親族のために12,000円を超える対象医薬品を購入した場合には、「セルフメディケーション税制」による控除を受けることができます。セルフメディケーション税制による控除を受ける場合は通常の医療費控除を受けることができませんので注意が必要です。

控除を受けられる金額は、その年に購入した特定一般用医薬品等購入額の合計額のうち12,000円を超える金額です。上限は88,000円です。ただし保険金等により補填される分があればその金額を差し引きます。

薬局やドラッグストアで市販薬を購入する際はセルフメディケーションのロゴを確認し、対象となる市販薬であれば領収書を保管しておきましょう。

### 《セルフメディケーション税制控除額の計算のしかた》



### ポイント 1. 予防の取り組みをしていたことが前提

特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診などを受けていた

### 2. 特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品など)を購入した事実が必要

一般用医薬品のうち、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めた医薬品が対象

対象医薬品を購入した際のレシートに「セルフメディケーション税制対象商品」という表示あり

(例) 風邪薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫たむし用薬、肩こり腰痛、関節痛の貼付薬

### 3. セルフメディケーション税制と通常の医療費控除は選択制。どちらが有利な方を選択

医療費控除を受ける際の申告書や添付書類は、亡くなった方の医療費だけなのか親族の分もあるのか、オンラインなのか紙で提出するのか、セルフメディケーション税制を利用するかしないかにより異なります。医療費控除に関する詳細は「医療費控除を受けられる方へ」を参照ください。税務署にもパンフレットが置いてあります。

### (3) 所得税の確定申告とは

所得税は1月1日から12月31日までの間に生じた「所得(増えた分=収入-経費)」について国に納める税金です。所得税を計算する場合、所得が生じた原因を分類することから始めます。その所得をどのように得たかなどによって税金の計算方法が異なります。



「所得税は10種類」

利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、雑所得、山林所得、退職所得

図表1[主な所得と課税方式]

所得の種類	具体的な内容	計算方式	総合・分離課税
事業所得	農業、漁業、製造業、卸小売業、サービス業等の事業による所得	総収入金額-必要経費	$\text{〈原則〉} \\ \boxed{\text{事業所得}} + \boxed{\text{不動産所得}} + \boxed{\text{配当所得}} \\ \boxed{\text{給与所得}} + \boxed{\text{雑所得}} + \boxed{\text{短期譲渡所得}} \\ + \boxed{\text{長期譲渡所得} + \text{一時所得}} \times \frac{1}{2} \\ = \boxed{\text{総所得金額}}$
不動産所得	不動産、不動産上の権利、船舶、航空機の貸付けによる所得	総収入金額-必要経費	
利子所得	公社債、預貯金の利子ならびに公社債投資信託等の収益の分配金等による所得(原則分離課税)	収入金額	
配当所得	利益の配当、剰余金の分配、基金融資等による所得(特定のものは分離課税)	収入金額-元本取得用負債利息	
給与所得	給料、賃金、俸給、歳費および賞与ならびにこれらの性質を有する給与による所得	収入金額-給与所得控除額	▶ 配当所得で分離課税を選択したもの、雑所得のうち割引債の償還差益は分離課税となる。
譲渡所得	資産の譲渡による所得(営利を目的とする継続的な資産の譲渡による所得を除く)	総収入金額-(資産の取得費+譲渡費用)-特別控除額(50万円)	▶ 利子所得は源泉分離となる。 ▶ 有価証券譲渡益課税は選択により申告分離課税か源泉分離課税となる。
一時所得	事業等(雑所得を除く)の所得以外のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的な所得で労務等または資産の譲渡の対価の性質を有しないもの	総収入金額-当該収入取得のための支出金額-特別控除額(50万円)	▶ 土地建物等の譲渡所得で特法によって分離課税となるものは、別途、長・短期譲渡所得の金額計算となる。 ▶ 一時所得の金額は総合課税されるが、1/2が総所得に含まれる。
雑所得	各種所得以外の所得	総収入金額-必要経費(公的年金等控除額)	
山林所得	山林の伐採または譲渡による所得(5年超のものに限る)	総収入金額-植林費、伐採費等必要経費-特別控除額(50万円)	他の所得と総合課税にされない
退職所得	退職手当、一時恩給等およびこれらの性質を有する給与による所得	(収入金額-退職所得控除額)×1/2	他の所得と総合課税にされない ※死亡退職金は、原則相続税の対象になります。 納税額は、給料の明細表や源泉徴収票で確認できます。

会社員なら給与所得として給料から自動的に所得税は天引きされています。納税額は、給料の明細表や源泉徴収票で確認できます。

## 所得税の計算の流れ

＜収入＞

10種類ごとにそれぞれの所得金額を計算する(給与所得は、給与収入から給与所得控除額を差し引く)

●各種所得の金額の計算

●課税標準の計算

所得控除を差し引く(扶養控除、寡婦控除、医療費控除など)

●課税所得金額の計算

税率を乗じる(税額速算表を参考に)

●税額算出

税額控除(住宅ローン控除、配当控除など)を差し引く

＜最終納付税額＞

所得税は原則として全ての所得を合計して税率を掛けて求める総合課税ですが

生存中に受け取る退職金など一定の所得は別枠で計算する分離課税です。



＜給与所得の計算＞

$$\text{給与所得} = \text{給与収入} - \text{給与所得控除額}$$

給与所得者が受け取る給料、賞与、各種手当など定期的な収入が該当します。収入から経費を差し引いたものが所得です。この所得金額に税率を掛けて税額を計算します。会社員の必要経費に相当する分が「給与所得控除額」です。

次頁移行は12月1日以降の控除額です。亡くなった日が12月1日より前の場合は国税庁のホームページ、税務署、税理士等にご確認ください。

図表2 紹介所得控除額の速算表（令和7年12月1日分より）

給与 所得控除額	給与収入金額 (A)		控除額 (B)	
	162.5万円超	180万円超	190万円超	360万超
162.5万円以下	～	162.5万円以下		
162.5万円超	～	180万円以下	65万円	
180万円超	～	190万円以下		
190万円超	～	360万円以下	収入金額×30% + 8万円	
360万超		660万円以下	収入金額×20% + 44万円	
660万円超	～	850万円以下	収入金額×10% + 110万円	
850万円超			195万円 (上限)	

※ 給与収入を(A)、給与所得控除額を(B)とする場合、給与所得は(A)-(B)となります。

図表3 所得税の税額速算表（令和7年12月1日分より）

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 194万9,000円まで	5%	0円
195万円 から 322万9,000円まで	10%	97,500円
330万円 から 694万9,000円まで	20%	427,500円
695万円 から 899万9,000円まで	23%	636,000円
900万円 から 1,799万9,000円まで	33%	1,536,000円
1,800万円 から 3,999万9,000円まで	40%	2,796,000円
4,000万円 以上	45%	4,796,000円

課税される所得金額が300万円の場合、所得税額は $300\text{万円} \times 10\% - 97,500\text{円} = 20\text{万2,500円}$ です。

※平成25年から令和19年までの各年分の確定申告においては、所得税と復興特別所得税  
(原則としてその年分の基準所得税額の2.1パーセント)を併せて申告・納付することとなります。

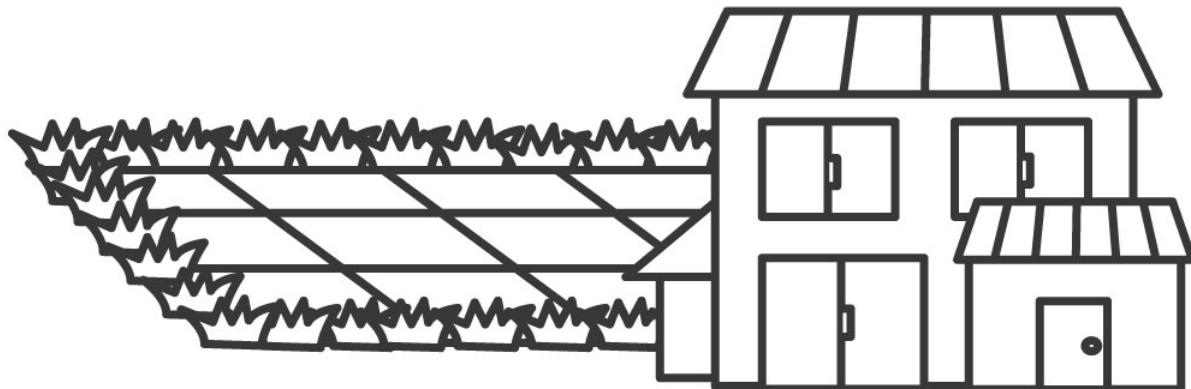
図表4 所得税・住民税の所得控除額（令和7年12月1日より）

控除の種類	控除額	
	所得税	住民税
基礎控除(合計所得金額2350万円以下の場合)	最高58万円	最高43万円
配偶者控除	一般の控除対象配偶者 69歳まで	最高38万円 最高33万円
	老人控除対象配偶者 70歳以上	最高48万円 最高38万円
扶養控除	一般の扶養親族 16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満	38万円 33万円
	特定扶養親族 19歳以上23歳未満	63万円 45万円
	老人扶養親族(70歳以上) 同居以外	48万円 38万円
老人扶養親族(70歳以上) 同居	58万円	45万円
配偶者特別控除(合計所得金額1,000万円以下その他配偶者に条件あり)	最高38万円	最高33万円
障害者控除	27万円	26万円
特別障害者	本人および特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族	40万円 30万円
	生計を一つにして同居が常況の配偶者または扶養親族	75万円 53万円
寡婦控除(合計所得金額500万円以下。ひとり親に該当する方は除く)	27万円	26万円
ひとり親控除(総所得金額等が58万円以下の生計同一の子がいる場合)	35万円	30万円
特定親族控除 居住者と生計が同じ19歳以上23歳未満の配偶者などを除く親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人(特定親族)がいる場合その特定親族の収入に応じ最高63万円を控除		
勤労学生控除	27万円	26万円
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合、次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の金額+災害関連支出の金額)一年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額-5万円	
医療費控除	(支払った医療費の合計額-保険金等により補てんされる金額)-10万円 ※総所得金額等が200万円未満の場合には総所得金額等×5%	上限200万円
社会保険料控除	支払った公的医療・介護保険、公的年金、雇用保険等の保険料全額	
小規模企業共済等掛金控除	iDeCo,小規模企業共済、確定拠出年金加入者掛金等の金額	
生命保険料控除	平成24年以降契約の場合、共済・生命保険、個人年金、介護医療保険それぞれ所得税最高各4万円、住民税各2.8万円、(23歳未満の扶養親族がいる場合の上限は6万円)	合計最高12万円 合計最高7万円
地震保険料控除		最高 5 万円 最高 2.5 万円
寄付金控除	特定寄付金の支出額から2,000円を引いた金額に控除率を掛けた金額が控除額。ただし総所得金額等の40%(住民税では30%)相当額が上限。	

- (1) 課税所得の計算方式 各種の所得金額-所得控除額=課税所得金額
- (2) 所得税額の計算方式 課税所得金額×税率=所得税額
- (3) 納付税額の計算方式 所得税額-税額控除-源泉徴収税額=納付税額
- 「非課税とされる主な所得」
- 遺族年金
  - 給与所得者の通勤手当のうち一定額
  - 相続や贈与により取得した財産(相続税、贈与税の対象になるため)
  - 障がい保険金、慰謝料など



# V. 財産相続と相続税



暮らしにおけるさまざまなルールを定めた民法という法律のうち  
相続について規定した部分を相続法とよんでいます。  
相続法は1980年に改正されて以降、大きな改正はありませんでしたが  
高齢化やIT化といった社会環境の変化に対応するため、2019年に大きく改正されました。  
さらに、遺産分割の見直しや所有者不明土地に関する様々な問題を解決するため  
近年、私たちにも関係する改正が予定されています。

# V. 財産相続と相続税

## (1) 相続の基礎知識

### 1) 相続とは

亡くなった方(以下、被相続人)の財産上的一切の権利(プラス財産等)・義務(マイナス財産等)を亡くなった方と一定の身分関係にある妻や子などが受け継ぐことを相続といいます。被相続人は原則として遺留分(\*)を侵さないかぎり、遺言などにより相続財産を自由に処分することができます。  
※遺留分:兄弟姉妹を除く法定相続人(配偶者・子・親)が受け取りを主張できる相続分の最低保証割合のこと。

### 2) 遺産分割とは

相続人が1人の場合は、その人が全財産を引き継ぐため、遺産分割の問題はほとんど生じません。しかし相続人が2人以上いる場合は、遺産をどう分けるかが大きな問題となります。そこで民法は、遺産の分割について次のような原則を定めています。

まず、被相続人の意思を尊重し、遺言書による指定があれば、その指定(指定相続分)によります。遺言書がない場合、またはあっても遺産分割方法について指定がない場合には、相続人間の話し合いで決めます。話し合いがまとまらない場合には、民法で定めた相続分によります。

### 3) 法定相続人と法定相続分

相続人となる人の範囲や順序は民法によって規定されています。民法上の相続順位と法定相続分は以下の通りです。法定相続分はあくまで「目安」にすぎません。

#### 【注意】

民法の規定と税法の規定はそれぞれ異なります。死亡前10年以内に親族に財産を贈与したことがなく、財産もわずかであるなど一定のケースを除き、安易な判断は避けたいものです。税金については税理士、法律面では弁護士または司法書士といった専門家と共に手続きを進めるとよいでしょう。

順位	法定相続人	法定相続分
1	配偶者と子	配偶者1/2 子1/2
2	配偶者と親	配偶者2/3 親1/3
3	配偶者と兄弟姉妹	配偶者3/4 兄弟姉妹1/4



#### 【解説(相続順位)】

被相続人の配偶者は特別な場合を除き、法定相続人となります。

社会保険と異なり、相続においては内縁関係の方は配偶者とならず、戸籍上の届出をしている配偶者のみ認められます。

配偶者以外では、相続人(血族相続人)は、①被相続人の子や孫、②父母や祖父母、③兄弟姉妹の順に法定相続人となります。子には、養子に行った子ども、前の配偶者との子、まだ生まれていない胎児も含まれます。

血族相続人だからといって全員が相続人となるわけではありません。血族相続人には、順位が定められていて、上位の血族がいる場合には、下位の血族は相続できません。

第1順位は被相続人の子ども(子どもがすでに死亡している時にはその子ども、すなわち孫)です。被相続人の父母(直系尊属には代襲相続権はありません)が第2順位として相続します。被相続人の兄弟姉妹(兄弟姉妹がすでに死亡している時にはその子どもである甥や姪)が第3順位です。したがって、被相続人に子どもがいるときは、配偶者と子だけが相続人となり、父母や兄弟姉妹がいても相続権はありません。

## (2) 相続の承認と放棄

相続人は、被相続人の財産上の権利・義務を相続するかしないかを自由に決めることができます。

- 1) 単純承認 被相続人の財産上の権利・義務を全部受け継ぐ方法です。単純承認した場合は、借金などの債務が相続財産より多くても、債務を弁済しなければなりません。相続の開始を知ったときから3ヶ月以内に限定承認または放棄の手続きをしなかったときや、財産の全部又は一部を使ったりしたときも、単純承認したことになります。  
※相続開始時に預貯金口座にあった金額のうち、法定相続分の3分の1の金額まで(1金融機関からの払い戻しの上限150万円)は、単独で払い戻せます(相続された預貯金債券の払い戻しを認める制度)。それ以上の金額が必要な場合は、家庭裁判所の判断により認められることもあります。
- 2) 限定承認 プラス財産の範囲内でマイナス財産を相続する方法です。被相続人の財産をお金に代えて債務を弁済し、プラス財産が残れば相続し、逆に弁済しきれない債務が残った場合には相続人は残債務を弁済する責任を負いません。プラス財産とマイナス財産のどちらが多いか微妙な場合に選択するとよいのですが、手続きが煩雑で、相続の開始を知ったときから3ヶ月以内に相続人全員で家庭裁判所に申し出なければなりません。そのため実際の利用件数は非常に少ないです。
- 3) 相続の放棄 相続人が相続を拒否することをいいます。被相続人が借金だけを残して死亡した場合、相続人が単純承認すると自己固有の財産を処分してまで被相続人の債務を弁済する義務が生じます。相続放棄は、被相続人の財産も債務も引き継がないという方法です。相続放棄の手続きは、相続があつたことを知ったときから3ヶ月以内に家庭裁判所に申し出なければなりません。 → 「相続放棄申述書」の書式参照

## (3) 遺産分割協議

被相続人が財産を遺し相続人が複数いる場合で、遺言書に相続分等が定められていた場合は、遺産は遺言書にそって相続します。ただし相続人が遺留分も受け取れないような分割指定があった場合は、財産を多くもらっている人に対して一定割合を請求する「遺留分侵害額請求権」を行使できます。具体的には内容証明郵便などを使って行います。

遺産分割は全員が合意しなければ成立しません。遺言書が無い場合には遺産の分割を相続人全員で協議します。この話し合いを遺産分割協議といいます。誰かを話し合いから除外したりすると後々トラブルになりかねません。ご注意ください。遺産分割協議が長引くときは、いったん相続人全員が共有して納税し、協議後に分割することもできます。基本的に法律は共有状態を良しとしていませんので早めに分割し、極力単独名義にしましょう。

<遺産分割協議書> → 「遺産分割協議書」の書式参照

- ・遺産分割が成立したら、名義変更手続きのために「遺産分割協議書」を作成しておきましょう。自分で作ることもできます。揉めそうな場合は弁護士、不動産がある場合は司法書士、自分で作るのが心配な場合は行政書士に依頼してもよいでしょう。
- ・遺産の一部でも取得者が決まつたら作成でき、全部の分割が終わってから作成することも可能です。  
※未成年者とその法定代理人である親が共に相続人である場合は利益相反となるため、未成年者を代理する人を家庭裁判所に選任してもらいます。

#### （4）財産の名義変更

被相続人の財産について遺産分割協議が成立した場合には、財産の名義を被相続人から当該財産を相続した人の名義に変更する必要があります。

『財産の名義変更の対象となる主なものと手続き場所』

不動産	:不動産の所在地を管轄する法務局
株式	:信託銀行代行部または証券会社等
自動車	:陸運事務所または自動車ディーラーへ委託
ゴルフ会員権	:会員権を発行している当該ゴルフクラブ
亡くなった方の預貯金	:各銀行または銀行の相続サービスセンター

#### （5）相続税の対象となる財産

相続税の課税対象となる財産には、被相続人が権利を有していた「相続財産」のほかに、「みなし相続財産」があります。

「みなし相続財産」とは、本来の相続により取得した財産でないものの、経済的にみて相続したのと同じ効果がある場合、相続により取得したものとみなして、相続税の課税財産となります。

##### 1) 主な相続財産

- ・現金、預貯金、有価証券などの動産(通帳、財布、金庫、カレンダー、郵便物などの備品から取引の有無を把握します)
- ・土地、家屋などの不動産 (登記済証、登記識別情報、全部事項証明書から把握します)
- ・借地権 (賃貸借契約書などで把握します)
- ・被相続人が契約者となり、保険料を負担している生命保険契約(被保険者は被相続人以外の場合)に関する権利 (保険証書や通帳から把握します)

##### 2) みなし相続財産の主なもの

- ・死亡共済金(死亡保険金)
- ・死亡後3年以内に支給が確定した退職手当金、功労金など

##### 3) 相続税のかからない財産(非課税財産)の主なもの

- ①亡くなった方が契約者(保険料負担者)および被保険者である死亡共済金(死亡保険金)や死亡退職金はみなし相続財産となります。それぞれ下記の金額までは非課税です。死亡保険金は死亡後3年を経過すると受け取れなくなります。ご注意ください。

500万円×法定相続人の数

##### ②その他

- ・相続により受け継いだ墓、仏壇など
- ・公共事業用財産(相続財産を宗教、慈善、教育などの目的に使用する場合)
- ・弔慰金……業務上死亡の場合は死亡当時の賞与以外の普通給与の3年分相当額  
(業務外死亡の場合は死亡当時の賞与以外の普通給与の6ヵ月分相当額)

## (6) 申告と納付

相続や遺贈による「正味の遺産額」が「基礎控除額」を超える場合に、その超える部分が相続税の課税対象になります。したがって遺産額が基礎控除額以下であれば相続税はかかりませんので相続税の申告は必要ありません。

正味の遺産額 > 基礎控除額 → 相続税の課税対象

### ● 基礎控除額(下表の例は、法定相続人の数が5人の場合)

	基礎控除額	=	3,000万円	+	600万円	×	法定相続人の数
(例)	6,000万円	=	3,000万円 (固定)	+	600万円 (固定)	×	5人

### ● 正味の遺産額

正味の遺産額	=	被相続人の財産	+	死亡前3年以内の贈与財産など	-	債務や葬式費用など
		みなし相続財産				

- ※ 相続財産にはお墓や仏壇などの非課税となる財産は含まれません。
- ※ 被相続人がなくなる前3年以内に被相続人から贈与を受けている財産や、相続時精算課税制度により贈与を受けた財産は、原則として正味の遺産額に加えます。
- ※ 通夜、本葬、埋葬、納骨、お布施は葬式費用に含むため差し引けますが、香典返し費用、相続発生後に購入した墓碑や墓地、法会の費用は葬式費用に含まれません。

- 1) 申告方法 申告先……被相続人の死亡時の居住地の所轄税務署  
申告期限…相続開始を知った日の翌日から10ヵ月以内
- 2) 納付 相続税は、通常、申告書の提出期限までに納付します。現金で一時に納めるのが原則ですが、現金や預貯金がなく、すぐに換金できる財産もない場合等は、税務署に申請し、許可を受ければ延納や物納の制度を利用できます。延納する場合には、遺産に占める不動産の割合に応じて定められた利子税がかかります。
- 3) 配偶者に対する税額軽減 配偶者の相続した財産が正味の遺産の法定相続分までの場合は、配偶者には相続税はかかりません。  
また、配偶者が相続等により取得した財産の課税価格が法定相続分以上であっても、1億6,000万円までは相続税がかかりません。
- 4) 小規模宅地等の特例 相続税を支払うために自宅敷地やアパート敷地等を売却しなくてすむように、特定の居住用宅地や特定事業用宅地には評価額の80%を減額できる特例があります。

### 相続税の速算表

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	—
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1700万円
3億円以下	45%	2700万円
6億円以下	50%	4200万円
6億円超	55%	7200万円

### 小規模宅地等の特例

相続や遺贈により取得した土地が亡くなった人の住まいや事業用であった場合、一定の面積までは、通常の相続税評価額から一定割合を減額できる制度です。減額できる一定の割合は次のとおりです。

土地の種類	適用面積	減額割合
(A)特定居住用宅地等	330m <sup>2</sup> ※1	80%
(B)特定事業用宅地等	400m <sup>2</sup> ※1	80%
(C)貸付事業用宅地等	200m <sup>2</sup> ※2	50%

※1 特定居住用宅地等と特定事業用宅地等は、各適用面積の範囲内で併用できます。

(400m<sup>2</sup>+330m<sup>2</sup>=730m<sup>2</sup>まで)

※2 貸付事業用宅地等と他の宅地等を併用する場合は、次のように計算します。

$$(A) \times \frac{200}{330} + (B) \times \frac{200}{400} + (C) \leq 200\text{m}^2$$

※小規模宅地等の特例は、相続開始前3年（2024年以降の贈与からは7年）以内に贈与された一定の宅地等や、相続時精算課税により取得した土地には適用されません。それぞれの要件は国税庁のホームページまたは税務署でご確認ください。

### 2世帯住宅、老人ホームについての取り扱い

	特定居住用宅地等(2世帯住宅)	老人ホーム入居と特定居住用宅地等
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ1棟の建物に親と子が同居している</li> <li>・建物が建っている敷地の名義が親である</li> <li>・子が建物を無償で親から借りている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被相続人が要介護認定又は要支援認定を受けている</li> <li>・自宅を賃貸していない</li> </ul>
配偶者が相続		要件なし
親族が相続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続発生から相続税の申告期限まで引き続き2世帯住宅に所有者として居住している</li> <li>・建物が区分登記されていない</li> </ul>	<p>被相続人と同居していた親族</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続開始から相続税の申告期限までにその建物に居住している</li> <li>・その宅地を申告期限まで保有している</li> </ul> <p>被相続人と別居していた親族</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国籍</li> <li>・被相続人に配偶者および同居の親族がいない</li> <li>・相続人や配偶者が、相続開始前3年以内に自身又は配偶者の所有する家屋に居住したことがない</li> </ul>

## 5) 相続税の税額控除

### ・未成年者の税額控除

相続人が未成年の場合、算出した相続税額から「 $10\text{万円} \times (18\text{歳} - \text{相続開始年齢})$ 」を差し引けます。

### ・障害者控除

相続人が85歳未満の障害者で一定の条件を満たす場合、算出した相続税額から次の金額を差し引けます。

$10\text{万円} \times (85\text{歳} - \text{相続開始時年齢})$

$20\text{万円} \times (85\text{歳} - \text{相続開始時年齢})$  ※特別障害者の場合

### ・贈与税額控除

相続や遺贈で財産を受け取った人が、故人から相続開始前7年以内に贈与された財産は、贈与税が課税されたか否かを問わず、相続財産に加算して相続税額を計算します。贈与時に贈与税が課税された場合は、その贈与税額を相続税額から差し引くことができます。ただし贈与税額の方が多くても還付はされません。

※税法(相続開始前7年以内)と民法の特別受益(無期限。遺留分は10年)では取り扱いが異なります。  
法律や税金の専門家に相談されることをおすすめします。

### ・相続時精算課税に係る贈与税額控除

遺産額に含めた財産のうち、相続時精算課税の適用を受けた贈与財産がある場合は、贈与を受けた際に納めた贈与税額を差し引けます。控除しきれない金額がある場合は、申告により還付を受けられます。

### ・相次相続控除

10年以内に2回以上の相続が発生し、相続税が課税されていた場合は、前回の相続で課税された一定額を、次の相続の相続税額から差し引くことができます。

<最近の民法(相続関係)改正について(主に個人に関する改正の一部)>

### ・配偶者(短期)居住権

家屋の名義にかかわらず、遺産分割または遺贈により、配偶者は相続開始前から居住している家に引き続き居住できる制度が創設された。配偶者居住権は最長無期限で、配偶者短期居住権は期間制限があるが、無償で居住できる。

### ・自筆証書遺言の方式緩和(財産目録は自筆でなくても可)

### ・法務局での自筆証書遺言保管制度開始

自筆証書遺言を法務局で預かってもらうため裁判所の検認は不要。遺言書が保管されているかは、相続開始後、全国どこの法務局でも確認ができる。(証明書の交付請求、閲覧請求)

### ・遺留分制度に関する見直し

遺留分侵害額は金銭で請求する。また請求された金銭をすぐに支払えない場合は猶予してもらうよう裁判所に請求できる。

### ・相続人以外の者の貢献を考慮するための方策(特別寄与料制度の新設等)

子どもの配偶者や介護をしてくれたなど、相続人でない人でも貢献度に見合った金銭を請求できる制度。

### ・相続土地国庫帰属制度の新設

所有権や共有持分を相続した不要な土地を、負担金を国に納付することで引き取ってもらえる制度。ただし全ての土地が対象になるわけではない。

- ・相続登記の義務化

相続によって不動産を取得した相続人は、所有権を取得できることを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならない。正当な理由なく違反した場合には過料が科されることがある。2024年4月以前の未登記不動産も対象。

<サンプル:相続放棄申述書>

受付印		相 繼 放 弃 申 述 書	
(この欄に収入印紙 800 円分を貼ってください。)			
取 入 印 紙 円 予 納 郵 便 切 手 円		(貼った印紙に押印しないでください。)	
準 口 头		関 連 事 件 番 号 平成・令和 年 (家 ) 第	号
家庭 裁 判 所 御 中 令 和 年 月 日		申 述 人 〔未成年者など の場合は法定 〔代理人 の記名押印〕	印
添 付 書 類	(同じ書類は1通で足ります。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) <input type="checkbox"/> 戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 合計 通 <input type="checkbox"/> 被相続人の住民票除票又は戸籍附票 <input type="checkbox"/>		
申 述 人	本 籍 (国 籍)	都 道 府 県	
	住 所	〒 - 電話 ( ) ( 方)	
	フリガナ 氏 名	昭和 平成 令和 ( 年 歳)	職 業
被相続人 との関係	※ 被相続人の…… 1 子 2 孫 3 配偶者 4 直系尊属(父母・祖父母) 5 兄弟姉妹 6 おいめい 7 その他( )		
法定 代理 人等	※ 1 親権者 2 後見人 3	住 所	〒 - 電話 ( ) ( 方)
	フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名	
	本 籍 (国 籍)	都 道 府 県	
被 相 続 人	最 後 の 住 所	死亡当 時 の 職 業	
	フリガナ 氏 名	平成 令和 年 月 日 死 亡	

(注) 太枠の中だけ記入してください。※の部分は、当てはまる番号を○で囲み、被相続人との関係欄の7、法定代理人等欄の3を選んだ場合には、具体的に記入してください。

申述の趣旨
相続の放棄をする。

申述の理由			
※ 相続の開始を知った日…………平成・令和 年 月 日			
1 被相続人死亡の当日	3 先順位者の相続放棄を知った日		
2 死亡の通知をうけた日	4 その他 ( )		
放棄の理由			
相続財産の概略			
※ 1 被相続人から生前に贈与を受けている。 2 生活が安定している。 3 遺産が少ない。 4 遺産を分散させたくない。 5 債務超過のため。 6 その他 [ ]	資      産	農地……約_____平方メートル	現金……約_____万円
		預貯金……約_____万円	
		山林……約_____平方メートル	有価証券……約_____万円
	宅地……約_____平方メートル		
	建物……約_____平方メートル		
	負債……約_____万円		

(注) 太枠の中だけ記入してください。※の部分は、当てはまる番号を○で囲み、申述の理由欄の4、放棄の理由欄の6を選んだ場合には、( )内に具体的に記入してください。

<サンプル:遺産分割協議書の一例>

## 遺産分割協議書

被相続人〇〇一郎の共同相続人の〇〇A男、〇〇B男、△△C子は協議のうえ、  
被相続人の遺産を次のとおり分割し取得することに決定した。

一、相続人〇〇A男は次の遺産を取得する。

東京都〇区〇町2丁目2番2所在

宅地 100.00m<sup>2</sup>

東京都〇区〇町2丁目2番2所在

家屋番号 2番2

構造 木造瓦葺2階建

種類 居宅

床面積 1階 60m<sup>2</sup>

2階 60m<sup>2</sup>

二、相続人〇〇B男は次の遺産を取得する。

△△カントリークラブ会員権 1口

三、相続人△△C子は次の遺産を取得する。

株式会社××の株式 20,000株

令和〇年〇月〇日

東京都〇区〇町2丁目2番2号

相続人 〇〇A男 印

千葉県〇市〇町1丁目1番1号

相続人 〇〇B男 印

埼玉県〇市〇町3丁目3番3号

相続人 △△C子 印



## VI. 遺されたご家族が受けられる各種制度



遺されたご家族のくらし

これからも「いきいきとした生活」ができるよう、  
さまざまなサポート制度があります。

## VI. 遺されたご家族が受けられる各種制度

### (1) ひとり親家庭に対する制度

ひとり親家庭や寡婦の独立自活のための援助の相談、各種資金の貸付けなどは母子及び父子並びに寡婦福祉法によって保護施策が定められています。ひとり親家庭のための所得保障として児童扶養手当などがあります。

#### 1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度

20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭への貸付制度です。営業資金や就学資金などが必要なときに、福祉団体より長期、低金利または無利子で貸し付けを受けられます。貸付条件は自治体により異なります。

#### 2) 相談事業

ひとり親家庭の方などが生活上の問題で法律、税務など専門家に相談したいときは、母子・父子福祉センター相談室などを利用できます。問い合わせ先は居住地の福祉事務所(役所等)です。

#### 3) ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の方などが、修学等や病気などの事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合や、生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣サービス等を受けられます(居住地によって実施していないところもある)。所得額やサービス内容により利用料金が必要です。窓口は居住地の福祉事務所です。お住まいの地域によっては他に、短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、子どもの精神保健相談室などもあります。

#### 4) 児童扶養手当

年度末までに18歳になる児童(障害がある児童は20歳未満)を監護する一定のひとり親等に支給されます。

##### 【支給要件】次のいずれかに該当する児童

18歳到達年度末までの子または20歳未満で国民年金法の障害基礎年金を受けている者と同居している父、母または養育者。

- ①父母が婚姻解消
- ②父または母が死亡
- ③父または母が重度の障がい者
- ④父または母が生死不明など

##### 【支給制限】①児童が父または母の死亡により遺族基礎年金などを受けられるとき

②父、母または養育者が老齢福祉年金以外の公的年金を受けられるとき  
※所得制限あり

##### 【手当額】全部支給の場合、46,690円(受給者の所得により一部支給有)。第2子以降加算額11,030円(いずれも令和7年度月額)。いずれも所得に応じ加算額が遞減されます。

##### 【手続き】市区町村役場へ申請します。必要書類はケースによって異なるのであらかじめ電話などで確認してください。新規認定申請にはマイナンバーが必要になります。なお、20歳未満で精神または身体に障害のあるお子様がいらっしゃる場合は特別児童扶養手当も受け取れます。

## 5) 公営住宅の優先入居

ひとり親家庭が公営住宅に入居する場合には、住宅困窮者に対する優先入居および家賃の減免等特別措置があります。減免率は所得や世帯人数により異なります。居住の市区町村役場が窓口です。

## 6) 非課税貯蓄制度

・対象者…身体障害者手帳の交付を受けている人、遺族基礎年金、遺族厚生年金の受給者である被保険者の妻など、所得を得ることが困難な人が対象となります。

### ・非課税金額

種類	非課税限度額	対象商品
マル優	元本350万円 (利付債は額面350万円)	預貯金や合同運用信託、特定公募公社債投資信託、一定の有価証券
特別マル優	額面350万円	国債および地方債

ほかにも自治体や民間団体により、交通機関の割引や、ゴミ処理手数料、上下水道、放送受信料の減免制度が設けられています。

## (2) 児童に関する保障・保護

1) 保育所 保護者が働いていたり、病気などのため、年度末までに18歳になる子を十分保育できないとき、市区町村や社会福祉法人が開設している保育所が預かり、保育するものです。

**【入所対象】** 保護者が次のような事情にあり、同居の親族なども児童の保育をすることができない場合  
①昼間労働することを常態としていること  
②妊娠中であるかまたは出産後間がないこと  
③疾病にかかりもしくは負傷し、または精神、身体に障がいを有していること  
④同居の親族を常時介護していることなど

**【費用】** 生活保護世帯は無料、それ以外の世帯は所得、地域、保育所の規模などにより異なります。居住地の福祉事務所、市区町村役場に問い合わせください。

2) 児童手当 児童手当は家庭の経済的な助成ならびに健全な育成を目的として、0歳から18歳までの子どもを養育している方に対し、偶数月に支給されます。所得制限はありません。

**【手続き先】** 市区町村(公務員については所属官公署)  
＊支給要件は市区町村によって異なるため、それぞれ確認してください。

**【必要書類】** 健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード、健康保険の資格証明書、年金加入証明書の写しなど

**【支給額】** 0歳から3歳の誕生月まで 一律15,000円(月額)  
3歳以降高校生代まで 10,000円(月額)  
いずれも第3子以降は 30,000円(月額)

## 3) 児童の医療費助成

小学校就学児童の入院に係る医療費(入院時の食事代を除く)についても、保護者の所得制限に関係なく助成されます。

### (3) 学校生活に関する保障・保護

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(<http://www.jasso.go.jp/>)

学校教育法に定める高校、高専、短大、大学、大学院、専修学校に在学する学生で学校長の推薦を受け出願した方を選考します。

#### 1) 給付型奨学金

高等教育の修学支援制度の1つで、経済的に大学や専門学校への進学困難な学生を後押しする、返還義務のない奨学金です。対象者は、入学金や授業料も免除または減免されます。高校(在学者は進級後)の募集期間に申し込みが必要です。

<日本学生支援機構 給付型奨学金の支給額>

##### ◎国公立の場合

区分		自宅通学	自宅外通学
大学 短期大学 専修学校（専門課程）	第1区分	29,200円 (33,300円)	66,700円
	第2区分	19,500円 (22,200円)	44,500円
	第3区分	9,800円 (11,100円)	22,300円
	第4区分 (多子世帯に限る)	7,300円 (8,400円)	16,700円
高等専門学校 (第4学年以上)	第1区分	17,500円 (25,800円)	34,200円
	第2区分	11,700円 (17,200円)	22,800円
	第3区分	5,900円 (8,600円)	11,400円
	第4区分 (多子世帯に限る)	4,400円 (6,500円)	8,600円

##### ◎私立の場合

区分		自宅通学	自宅外通学
大学 短期大学 専修学校（専門課程）	第1区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第2区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第3区分	12,800円 (14,200円)	25,300円
	第4区分 (多子世帯に限る)	9,600円 (10,700円)	19,000円
高等専門学校 (第4学年以上)	第1区分	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第2区分	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第3区分	8,900円 (11,700円)	14,500円
	第4区分 (多子世帯に限る)	6,700円 (8,800円)	10,900円

(出典:独立行政法人日本学生支援機構)

- 生活保護世帯(受けている扶助の種類を問いません。)で自宅から通学する人及び児童養護施設等(※)から通学する人等は、上表のカッコ内の金額となります。
- 自宅通学とは、学生が生計維持者(父母等)と同居している(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。  
進学届提出時に「自宅外通学」の月額を選択する場合、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要。

#### 通信教育課程

区分	国立・公立・私立／自宅・自宅外共通
第1区分	51,000円
第2区分	34,000円
第3区分	17,000円
第4区分(多子世帯に限る)	12,800円

#### 2) 貸与型奨学金

##### ①第一種奨学金(無利息)

国立、私立、自宅通学、自宅外通学、給付型奨学金との併用の有無により金額が異なります。

##### ②第二種奨学金(年3%を上限に変動金利で貸与、在学中は無利息)

①より選考基準は緩やかで、月額2~12万円(大学院は別基準)が本人の希望により貸与され、本人名義の口座に振り込みされます。「利率固定方式」または「利率見直し方式」から選択した方法で返還します。

##### ③入学時特別増額貸与奨学金

10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれかを選択。入学後に貸与されるため、入学一時金等には充当できません。

##### ④海外留学奨学金

そのほか、自治体や企業、民間、私立学校など様々な奨学金制度があります。

#### 【参考】

##### ▶ 「国立、私立の小中学校に入るには?」

子どもが就学年齢になると、就学の年の1月頃に入学する公立の学校名や入学式の日時などを知らせる「就学通知書」が、住所地の市区町村から届きます。地元の公立指定校へ入学する場合は、この通知に従って入学します。しかし、国立や私立の小中学校に子どもを入学させたい場合は、必ず管轄の教育委員会に届けなければなりません。

##### ▶ 「子どもを転校させたいときは?」

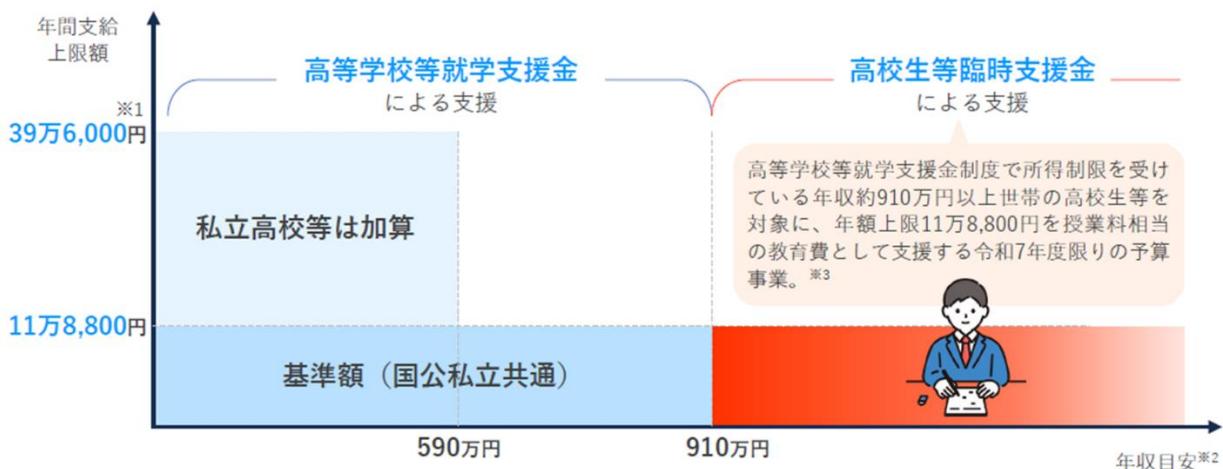
現在通っている学校に「転校届(願)」を提出します。転校届(願)を出すと、転校先に提出する「在学証明書」と「教科書無償給与証明書」が交付されます。転入校は、住所変更を行った時点で、新住所の市区町村から指定されます。

#### 高等学校等就学支援金制度

世帯年収がおよそ910万円未満の方は、高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校等の学費負担が軽くなります。対象とならない学校もあるため、詳細は学校からの案内で確認しましょう。申請にはマイナンバーカードの写しまたはマイナンバーが記載された住民票の写しのほか、学校を通して配布される受給資格認定申請書の提出が必要です。

なお、令和7年度に限り、世帯年収910万円以上の世帯の場合には高校生等臨時支援金が支給されます。

## 支給額のイメージ



※1 私立高校（通信制）は29万7,000円、国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4,600円が支給上限額

※2 兩親・高校生・中学生の4人家族で、兩親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は次頁下表参照）

※3 令和8年度からの所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です。



学校により、就学支援金及び臨時支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

※大学・専門学校等に進学する場合は「高等教育の修学支援制度」を利用できる場合があります。

## 対象となる方の判定基準について

次の計算式(両親2人分の合計額)により判定します。

マイナポータル上の項目名  
・課税所得額（課税標準額）

マイナポータル上の項目名  
・市町村民税\_調整控除額

計算式

市町村民税の課税標準額 × 6% — 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「わたしの情報」から確認できます。  
(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータル  
ホームページ



## 上記による算出額

算出額 15万4,500円未満

支給額 最大 39万6,000円

算出額 15万4,500円以上  
30万4,200円未満

支給額 11万8,800円

※ 収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合や、離婚・死別等により保護者等の変更があった場合は、受給資格や支給額の変更、就学支援金の返納等が生じる可能性がありますので、学校を通じて都道府県（国立高校等の場合は学校を通じて文部科学省）に対して、速やかに収入状況届出等を提出する必要があります。



### （参考）支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円	～約640万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	～約1,030万円	～約660万円
	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	～約1,070万円	～約720万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1,090万円	～約740万円

※ 支給額は、私立高校（全日制）の場合。

※ 子については、中学生以下は、15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※ 給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親は同額として計算した場合。

文部科学省ホームページより抜粋

高等教育の修学支援制度

- ① 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の授業料減免制度
  - ② 納付型奨学金の支給の拡充(日本学生支援機構の納付型奨学金を参照)

①、②の2つが実施されています。対象は住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生で、既に入学されている方も対象となります。進学前は成績だけで判断せず、レポートや面談等で学修意欲や進学目的などを確認します。進学後は学修状況に厳しい要件があり、満たない場合は給付が打ち切られます。

授業料減免

授業料等減免 上限額	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高専4・5年	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

対象となる多子世帯の考え方

**支援対象** =扶養する子供が3人以上かつ大学等に通っている場合



#### (4) 社会福祉相談窓口

##### 1) 相談の総合窓口

- 福祉事務所  
(保健福祉センター)
  - ・生活に窮している人の相談、指導、生活保護の実施
  - ・保育所、母子寮への入所など児童の福祉についての相談、指導
  - ・身体障害者手帳の交付、施設への入所、補装具や校正医療の給付など身体障がい者の福祉についての相談、指導
  - ・精神障害者保険福祉手帳の交付、精神障害者の福祉についての相談、指導
  - ・母子父子寡婦福祉資金の貸与など、ひとり親福祉についての相談
  - ・老人ホームへの入所、ホームヘルパーの派遣など、高齢者福祉についての相談、指導
- 市区町村役場
  - ・高齢者、身体障がい者、児童などの福祉に関する事務
  - ・ひとり親家庭の住宅手当など
  - ・ひとり親家族、乳幼児や義務教育就学児の医療費助成
  - ・国民健康保険、国民年金の免除などに関する事務の窓口
  - ・交通機関の割引制度や粗大ごみの処理手数料の減免制度
  - ・上下水道の減免制度
- 保健センター
  - ・母子の保健指導、妊婦相談、新生児訪問、乳幼児健診、離乳食教室
  - ・成人の健康診査、各種がん検診、生活習慣病指導、訪問指導、健康教室
  - ・各種予防接種
  - ・救急医療、夜間・休日診療の紹介
  - ・感染病予防等
- 医療福祉相談室
  - ・病気からくる心理的な悩みの相談
  - ・医療費などの経済的問題についての相談
  - ・医療にかかる悩み、不安についての相談
- 公共職業安定所  
(ハローワーク)
  - ・職業紹介
  - ・職業指導およびキャリアコンサルティング
  - ・雇用保険手続
  - ・職業訓練の相談および申込受付
- 民生委員、児童委員 各自の担当地域における下記の項目の調査、相談、指導、助言および関係行政機関に対する協力活動
  - ・生活保護
  - ・児童福祉問題
  - ・高齢福祉問題
  - ・身体障がい者福祉問題
  - ・精神障害者福祉問題
  - ・母子および寡婦福祉問題

## 2) 児童の相談

### ●児童相談センター、児童相談所

- ・児童のあらゆる問題についての相談
- ・児童とその家庭についての必要な調査、心理学的・医学的・教育学的・社会学的および精神保健上の診断、判定と治療、指導
- ・児童福祉施設への入所、里親などへの委託の措置
- ・緊急に保護を要する場合などの児童の一時保護
- ・巡回相談、出張判定
- ・愛の手帳の交付など

### ●児童委員、民生委員

児童、母子の福祉についての相談

### ●保育所

乳幼児健全育成相談事業

### ●児童館

子ども家庭相談事業

### ●母子健康センター

妊娠婦に対する保健指導

### ●母子・父子福祉センター

ひとり親家庭に対する各種相談、および生活、生業の指導

### ●母子(・父子)休養ホーム

ひとり親家庭に対するレクリエーション、その他休養の便宜

## 3) 障害者(児)に関する相談

### ●市町村又は市町村から委託された指定特定相談支援者

- ・障害福祉サービスを申請した障害者(児)にサービス利用計画書作成
- ・地域移行支援、地域定着支援
- ・福祉サービス利用の為の情報提供、相談
- ・ピアカウンセリング
- ・入居支援、物件あっせん、入居契約手続き支援

### ●基幹相談支援センター：障害者およびその家族の相談窓口、成年後見制度利用の経費の一部助成

## 4) 医療保険、年金の相談

### ●年金事務所 健康保険、厚生年金保険の次の事項に関すること

- ・被保険者の資格と事業所の保険料納付関係
- ・保険給付の決定および年金給付の裁定
- ・保険料および児童手当拠出金の徴収ならびに給付金の支給
- ・国民年金の次の事項に関すること
- ・被保険者の資格
- ・年金給付の裁定

### ●協会けんぽ

(都道府県支部)

・任意継続等に関する手続き

・健康保険の給付

## (5) 公的介護保険と成年後見制度

公的介護保険と成年後見制度は長寿高齢社会を支える車の両輪です。両制度とも措置ではなく契約によりサービスを受けることになります。

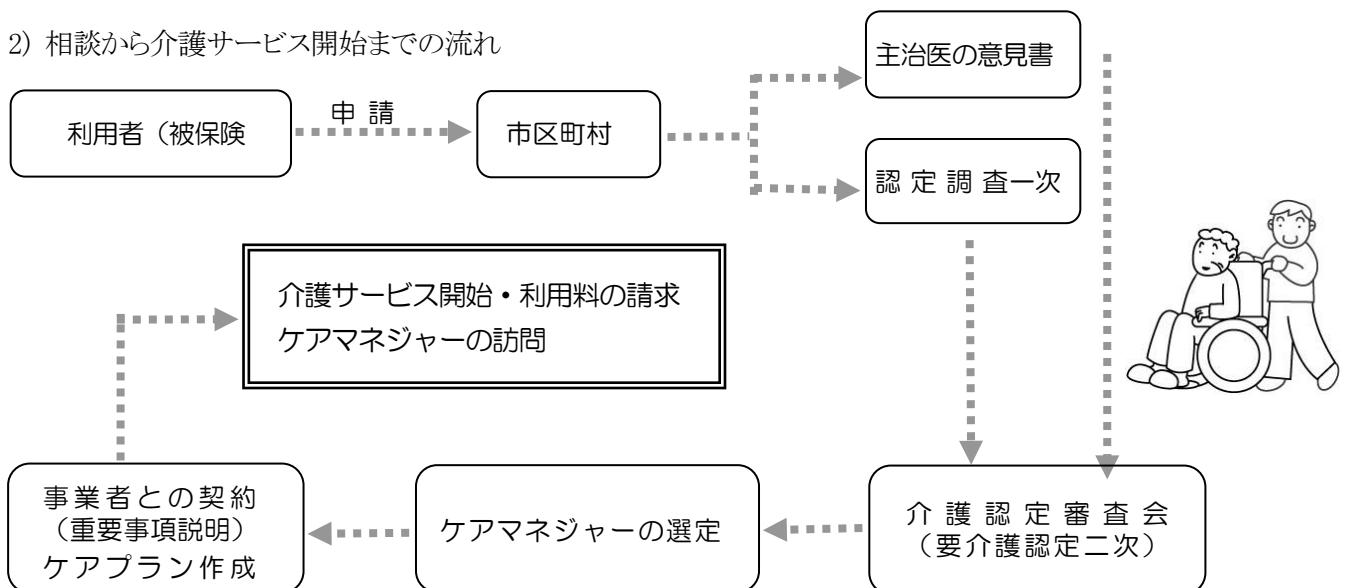
本人が申請手続きできなければ、身近な人に依頼することもできます。

### 1) 公的介護保険のあらまし

運営主体	保険者は市町村・東京23区	
加入する人	第1号 65歳以上の人	第2号 40歳から64歳までの医療保険に加入している人
サービスが利用できる人 (対象者)	要介護度1から5、要支援1と2 寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態の人 常時の介護は必要ないが、家事や身支度など日常生活に支援が必要な人	末期がん、関節リウマチ等の加齢に起因する特定疾病により要介護、要支援認定を受けた人
保険料の支払い (徴収方法)	所得に応じ市町村ごとに異なる 原則、年金より天引き。納付書払いも可 (年金額18万円以上)	加入している医療保険ごとに算定。 一般保険料に介護保険料率を上乗せ
利用料の負担	要介護度別の限度額内利用の場合、原則として費用の1割(所得により2割または3割)を負担する。施設介護の場合は住環境の違いにより自己負担額が変わるほか、食費も負担する。	
サービス内容	在宅介護と施設介護	

公的介護保険を利用してサービスを受け、1か月の自己負担額が一定額を超えた場合、差額が払い戻される高額介護サービス費という制度もあります。上限額は所得や課税状況で異なります。世帯の月額上限は140,100円(年収1,160万円以上の場合)です。

### 2) 相談から介護サービス開始までの流れ



### 3) 成年後見制度のあらまし

制度	本人の状態	契約開始の意思	利用方法	後見人
任意後見制度	今は元気でも将来認知症が心配	本人が任意後見契約を結ぶ(公正証書)	最寄りの家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立て 家庭裁判所が任意後見監督人を選任	任意後見人
法定後見制度	補助	判断能力が不十分	必ず本人の同意が必要	補助人
	保佐	判断能力が著しく不十分	不要	保佐人
	後見	常に判断能力を欠いている		後見人

### 4) 成年後見制度の利用手続きと実務

#### 法定後見制度

本人がすでに判断能力が不十分である場合に、本人または配偶者・4親等内の親族から家庭裁判所に申立てをし、審判によって後見人等を選任してもらいます。本人による申立てができず、申立てをする配偶者・4親等内の親族がいない場合は、市区町村長が申立てをすることもできます。本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型があります。家庭裁判所への申立てから審判確定まで2~5ヶ月程度必要です。

#### 任意後見制度

本人の判断能力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備え、あらかじめ後見人や支援してもらう内容など、本人の希望に沿って決めておきます。その内容は公証役場で公正証書による契約として法務局に登記します。

将来、判断能力が低下した場合は、法定後見と同様に家庭裁判所に申立てを行い、審判後に任意後見契約による支援が始まります。

#### <実務>

成年後見人等は、成年被後見人等の生活、療養看護及び財産管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければなりません。

#### 身上監護

認知症、知的障害、精神障害等により介護サービス提供者等、本人を支援してくれる人と契約し、仕事の監督を行います。病院や施設に入る(出る)際の手続きや支払いを行います。住居の確保に関する契約や費用の支払いを行います。

福祉サービスの内容を監視し異議申立てを行います。生活用品の購入契約を行います。

#### 財産管理

現金、預貯金、有価証券、不動産の管理を行います。確定申告や税の支払いを行う。福祉手当の申請などを行います。＊本人の利益に反して財産を処分することはできません。

#### 成年後見制度利用支援事業

制度の利用が有効と認められる対象者(認知症高齢者・知的障害者等)が、申立てに関する費用や成年後見人に報酬等の負担が困難であることを理由として制度の利用が進まないといった事態に陥らないために、費用を補助することで制度利用を促進します。事業内容や対象となる人の収入要件等は地域により異なります。

**母子父子寡婦福祉資金貸付金制度一覧(令和7年度の金額)** ※出典:内閣府男女共同参画局  
詳細は最寄りの地方公共団体の福祉担当窓口にご確認ください。

資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	資金の説明
事業開始資金	3,260,000円 4,890,000円(団体)	1年	7年以内	事業を始めるための資金
事業継続資金	1,630,000円	6ヵ月	7年以内	事業を続けるための資金
修学資金	(例)私立高校自宅外通学 ／月額52,500円 私立大学自宅外通学 ／月額146,000円	卒業後 6ヵ月	20年以内(専 修学校一般課 程の場合5年 以内)	児童または子が、高校・大学等の修 学に必要な資金 ＊学校や学年等により限度額が異 なる
技能習得資金	月額(5年以内)68,000円 特別な場合は816,000円 自動車運転免許取得460,000円	習得期間満了 後1年間	20年以内	母または父が知識技能を習得する ための資金
修業資金	月額(5年以内)68,000円 特別な場合は460,000円	習得期間満了 後1年間	20年以内	児童または子が事業を開始あるいは就職するために必要な知識技能 の習得資金
就職支度資金	100,500円 特別な場合は340,000円	1年	6年以内	就職に直接必要な被服等の購入資 金
医療介護資金	①医療分340,000円 特別な場合は480,000円 ②介護分500,000円	治療または 介護後 6ヵ月	5年以内	母、父または児童が医療を、または 母、父が1年以内の介護を受けるため の資金
生活資金	①期間1年以内の医療や介護を受けている期間、失業して1年以内の生活を維持するための資金として月額108,000円(母・父が生計中心者でない場合は月額72,000円) ②配偶者のない女子又は男子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの生活安定期間の貸付は合計額の上限259万2,000円(母・父が生計中心者でない場合は月額108,000円) ③技能習得期間中月額141,000円	医療または医 療または 介護5年以内 失業5年以内	生活安定貸付 8年以内	・技能習得期間中の生活維持資金 ・医療または介護を受けている期間 中の生活維持資金 ・ひとり親家庭になって7年末満の方 の生活安定資金 ・失業期間中の生活安定資金(離職 日の翌日から1年以内) ほか、児童扶養手当受給相当まで収 入が減少した場合に生活を安定・ 継続するために必要な生活補給 資金もある。
			技能習得 20年以内	
住宅資金	1,500,000円	6ヵ月	6年以内	住宅の増改築や補修のための資金
	2,000,000円(災害・老朽)	6ヵ月	7年以内	災害や老朽化など特別な場合
転宅資金	260,000円	6ヵ月	3年以内	住宅を移転するため住宅の貸借に 際し必要な資金
就学支度資金	(例)小学校入学64,300円 中学校入学81,000円	中学卒業後 6ヵ月	20年以内専 修学校一般課 程の場合5年 以内)	就学、修業するためには必要な被服等 の購入に必要な資金
	(例)国公立高校等 160,000円 私立高校等 420,000円 国公立大学・短大・大学院等 420,000円 私立大学・短大等 590,000円	卒業後 6ヵ月		
結婚資金	310,000円	6ヵ月	5年以内	母子家庭の母又は父子家庭の父が 扶養する児童及び寡婦が扶養する 20歳以上の子の婚姻に際し必要な 資金

## VII. 専門家のサポート



遺産相続や遺言について、自分だけの知識や判断では、  
思わぬトラブルを招くおそれがあります。  
法律や税務の専門家に相談、依頼することをお勧めします。

「もしもの時に備えたい」「介護のことで悩んでいる」「専門家に相談したい」—  
そんなお悩みに、信頼できる窓口やサービスをご紹介。  
あなたの状況に合わせた情報提供と、安心につながるサポートをお届けします。  
※こくみん共済coopでは、各種サービスの直接提供・紹介は行っておりません。  
必要に応じて、外部の専門機関やサービスをご案内いたします。

## VII. 専門家のサポート

遺産相続や遺言について、聞きかじりの知識をもとにした判断によりトラブルを招くことは避けたいものです。必要に応じて専門家に相談、依頼されることをお勧めします。

税金については税理士、法律全般については弁護士、土地や家屋といった不動産や法人の登記申請の専門家である司法書士、土地や家屋の調査や測量の専門家である土地家屋調査士など、状況によって専門家に依頼することにより、思わぬ不利益を被ることもなく、困難な法律行為も適切にスムーズに手続が進みます。専門家に支払う報酬は専門家ごとに異なるので、依頼する前に必ず確認しておきましょう。

家族の生活設計をファイナンシャル・プランナーに依頼しても良いでしょう。専門家と連携しているファイナンシャル・プランナーであれば、依頼する分野が複数ある場合でもワンストップで手続きを進めてもらえます。

### (1) 弁護士（遺言や遺産相続に関するあらゆる相談）

遺言や遺産相続の内容は法律行為です。このような問題で相談依頼されることは、法律全般の専門家である弁護士にとっては「専門分野そのもの」です。

1) 事実関係を明確にする資料を用意します。

- ・法律的判断は事実にもとづいて行いますので、事実を証明するもの、たとえば戸籍謄本や不動産の登記簿謄本、その他有価証券、預貯金などが分かるものを一覧表にして提示すれば、具体的かつ的確な判断・助言を受けることができるでしょう。
- ・遺言書は遺産分割の方向性を大きく決定づける材料です。開封せずに持参しましょう。

2) 依頼するのはいつまでに？

- ・相続の限定承認や相続放棄をする場合、被相続人の死亡後3ヵ月以内に行わなければならぬため、死亡日から1ヵ月以内、できる限り早めに依頼・ご相談することをお勧めします。

### (2) 税理士（相続税・贈与税など 税に関する相談）

弁護士が法律全般についての専門家とすれば、税理士は文字どおり税についての専門家です。  
相続税、贈与税などからむときなどは、税理士は強力な助っ人になります。

1) 財産の明確化と相続人の明確化

- ・弁護士への依頼と同様、借地権などの権利としての財産や、物理的財産など、多くの種類の財産がある場合は、それらを証明する資料とともに税理士に提出するとよいでしょう。
- ・相続人に未成年者がいるときは、家庭裁判所による特別代理人の選任などの手続きが必要です。

2) 依頼るのはいつまでに？

- ・相続財産はあまりないので、遺産分割協議書を作成するときに依頼すればいいだろう…、と考える方も多いと思います。しかし、不動産や、同族会社の株式、事業用財産の評価などは素人にはなかなか困難です。できれば相続の開始時の早い時期に依頼し、アドバイスを受けながら手続きをすすめたほうがよいでしょう。

### (3) 司法書士（権利や法的な書類作成のエキスパート）

司法書士は、依頼人の登記や供託についての手続きを代理し、裁判所や法務局等に提出する書類の作成や、簡易裁判所における訴訟や調停などの代理(認定司法書士)を行います。

不動産を相続したり、事業を営んでいて会社の登記が関係するときは司法書士に依頼して、名義変更など誤りのないようにするとよいでしょう。

- 1) どんなときに依頼するか 遺産分割協議書、相続登記、法人登記、登記簿謄本、売買契約や賃貸借契約書などの作成が必要な場合、権利についてのトラブルが発生する前や発生の恐れがある時に依頼すると良いでしょう。

### (4) 公証人（遺言書や日付の真偽を証明してもらう）

公証人は、30年以上の実務経験を有する法律実務家の中から法務大臣が任命する公務員で、遺言など公正証書の作成や日付の証明・秘密証書遺言の公証などを行います。亡くなった方が公正証書遺言を作成したかどうかは、全国どこの公証役場でも検索できます。

- 1) 依頼方法 当事者の印鑑証明書と実印、または運転免許証やパスポートと認印、その他の関係資料を持参して公証役場に出頭してください。公証役場の遺言保管義務は原則20年と法律で規定されていますが、慣例では亡くなるまで保管してもらいます。
- 2) 手数料はどのくらいか 公正証書作成の手数料等は、法律行為の目的価格に従って、次のように定められています。

目的の価額	手 数 料
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円
3億円まで	43,000円。5,000万円を超過するごとに13,000円加算
10億円まで	95,000円。5,000万円を超過するごとに11,000円加算
10億円超	249,000円。5,000万円を超過するごとに 8,000円加算

自筆証書遺言書管理制度による遺言書は、公証役場ではなく法務局で確認します。詳細は最寄りの法務局にお尋ねください。

### (5) ファイナンシャル・プランナー（家族の生活設計）

ファイナンシャル・プランナーは、個人の家計のホームドクターとして、ライフプランニングの最終を飾る相続についても、生前対策から遺されたご家族の生活設計までトータルなご相談に応じています。各専門家との橋渡し役も行っています。

- 1) 依頼方法と詳細

NPO法人日本ファイナンシャルプランナーズ協会のホームページでCFP®認定者の検索ができます。 <https://www.jafp.or.jp/>

# 暮らしの手続きガイド

<2025年8月現在 社会保障制度改定対応版>

こくみん共済 coop 事業推進統括部 2025年8月改定